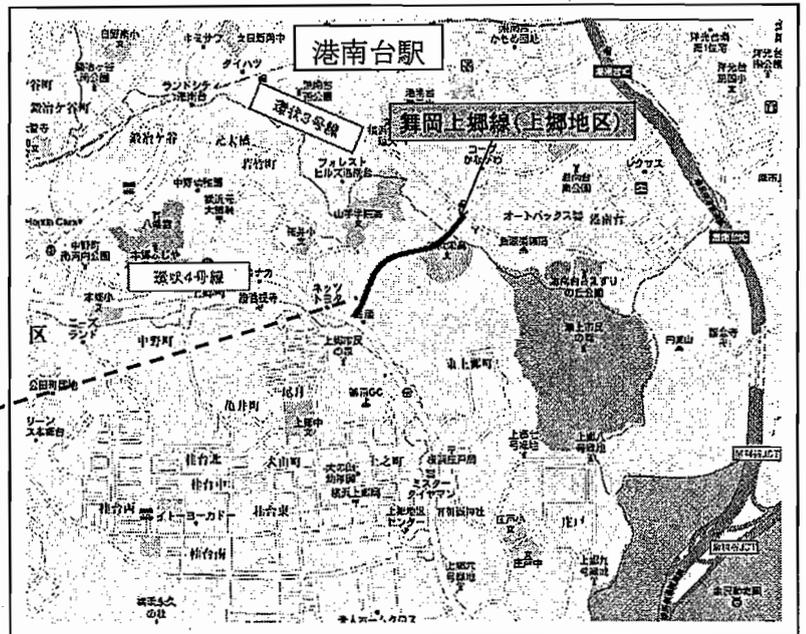


# 都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）の建設の経緯と今後の安全対策について

## 1 舞岡上郷線（上郷地区）の概要

- ・舞岡上郷線は戸塚区舞岡町を起点として栄区上郷町までの延長約5.9kmの都市計画道路で、横浜市内の道路ネットワークを形成する重要な路線です。
- ・上郷地区は、港南区港南台8丁目～栄区上郷町に至る、延長830m、計画幅員22mの4車線道路で、環状3号線と環状4号線に接続し、栄区南東部からJR港南台駅へのアクセス道路として、交通の円滑化に寄与している道路です。
- ・昭和44年5月に都市計画決定、昭和55年12月に事業認可の取得、昭和62年9月から工事に着手しました。
- ・昭和63年11月から暫定2車線で整備を行い、平成2年8月に供用を開始し、今日に至っております。



## 事業概要

区 間：港南区港南台8丁目～栄区上郷町  
 延 長：約830m  
 標 準 幅 員：22m (4車線、両側歩道)  
 暫 定 幅 員：15m～17m (2車線、両側歩道)  
 都市計画決定：昭和44年5月  
 事業認可：昭和55年12月  
 工事着手：昭和62年9月  
 暫定2車線整備工事着手：昭和63年11月  
 暫定2車線供用開始：平成2年8月

## 2 経 緯

●都市計画道路舞岡上郷線の上郷地区については、環状3号線と環状4号線をつなぐ重要な道路であることから、昭和55年12月に事業認可を取得し、用地買収交渉等の具体的整備に着手しました。

●一方、昭和60年頃、松里総業(株)及び東急建設(株)から市街化調整区域における開発計画の相談が市にありました。市は、舞岡上郷線の整備を事業者が行うこと等を開発の条件としました。

【基本条件通知(都土第450号)S63.10.26：関連資料—1】

●しかし、舞岡上郷線については、早期開通に対する地元要望が高かったため、事業者が開発で4車線の整備を行うのを待たず、横浜市が先行して2車線の暫定整備を行うこととしました。

【栄区民会議等資料：関連資料—2】

【事前審査通知(建宅二第104号)H元.9.11：関連資料—3】

【都市計画道路舞岡上郷線道路詳細設計 設計図：関連資料—4】

●昭和63年に暫定整備に着手し、平成2年8月に供用を開始しました。なお、暫定整備による3つの仮設橋のうちの一つ(K1)については、開発に必要な通路を確保するためのものであることから、事業者側の負担により施工したと聞いております。

【舞岡上郷線工事経緯、工事台帳：関連資料—5】

【設計外工事資料：関連資料—6】

●また、暫定整備部分の開通にあたって、照明以外の道路施設の維持管理については横浜市で行うよう事業者と取り決めを行いました。

【維持管理覚書H2.8.23：関連資料—7】

●暫定供用後は平成5年3月に市道光明寺第434号線として路線認定を行い、舗装面の補修など、道路の維持管理を必要に応じ適宜実施してきております。

【路線認定資料：関連資料—8】

●一方、事業者は、関係法令に基づき、環境影響評価(昭和63年～平成元年)、公共施設管理者協議(平成2～3年)を行い、平成4年1月には開発許可申請書を市に提出しました。

【開発許可申請、宅地造成の許可申請：関連資料—9】

●その後、開発計画については、社会経済情勢の変化等に伴い、具体的な進展に至りませんでした。また、平成8年に神奈川県土地利用調整条例が施行されたため、1ha以上の市街化調整区域における住宅開発ができなくなりました。

●平成14年に都市計画法の改正により、新たに都市計画提案制度が創設され、その後、平成17年になって市は、改めて舞岡上郷線の4車線本格整備を事業者が行うこと等の開発条件を示し、事業者は、市街化区域編入を前提とした開発計画に変更して、環境影響評価(平成18～20年)、都市計画提案(平成19～20年)等の手続を進めました。

【基本条件通知(建宅企第285号)H17.1.14：関連資料—10】

【都市計画提案で提出された土地利用計画平面図(案)H19.12：関連資料—11】

●事業者の都市計画提案は、平成20年7月に市評価委員会で否決されました。

### 3. 仮設構造物の健全度調査

- ・暫定供用後、平成12年度と20年度に仮設構造物の健全度調査を実施し、安全性の確認を行いました。
- ・直近の平成20年度の健全度調査は、国土交通省の「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月)に基づき実施しました。
- ・点検調査では、緊急性のある損傷は認められず、直ちに通行止めをしなければならぬ状況ではありませんが、速やかに補修等を行う必要があるという評価(判定区分C)でした。

(※判定区分Cとは、次回の定期点検(=5年程度以内)には補修等を実施する必要があると判断できる状態をいう。)

【平成20年度市道港南台第297号線現橋等調査業務委託概要版(抜粋)

：関連資料—12】

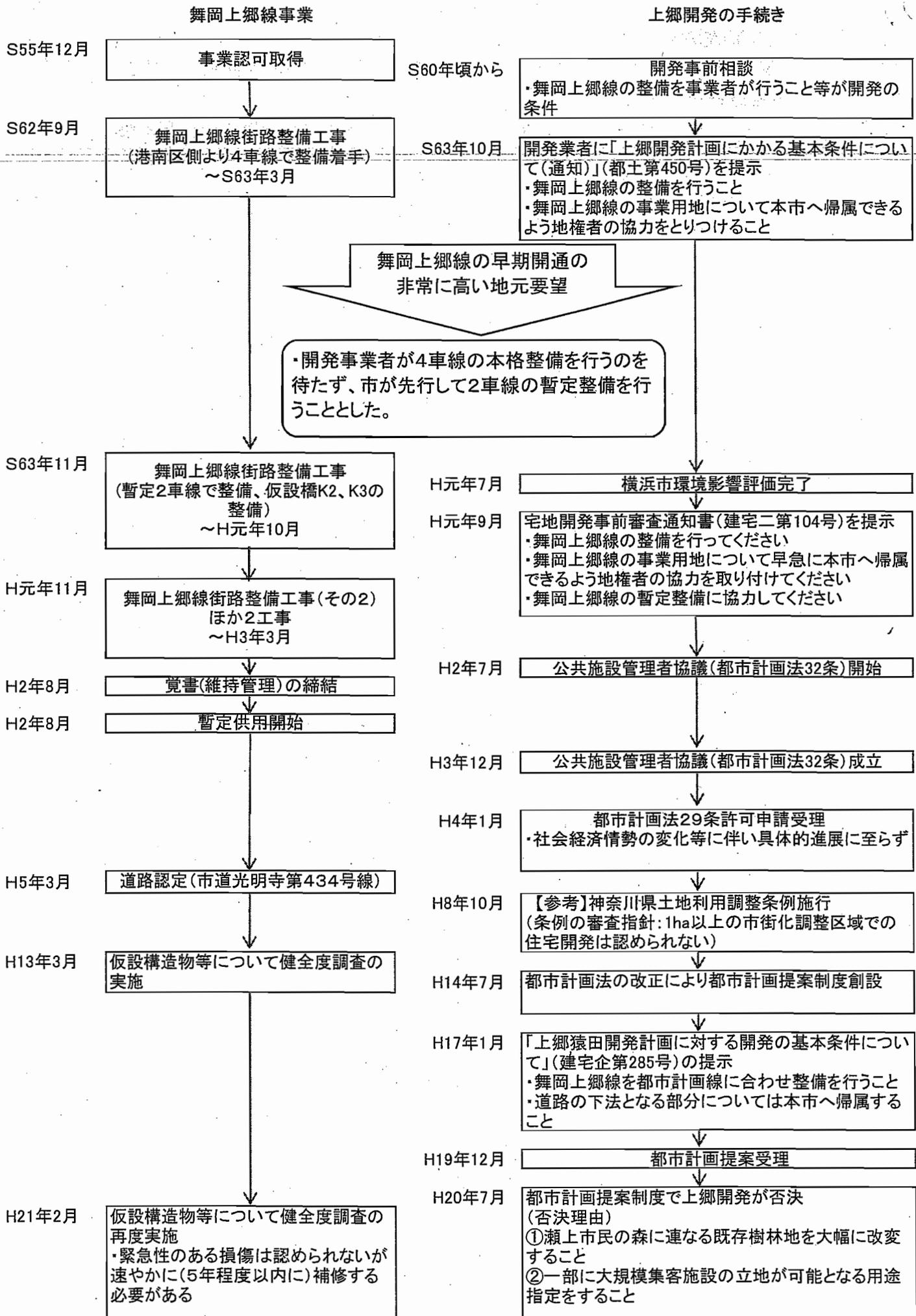
【橋梁定期点検要領(案)抜粋：関連資料—13】

### 4 今後の対応

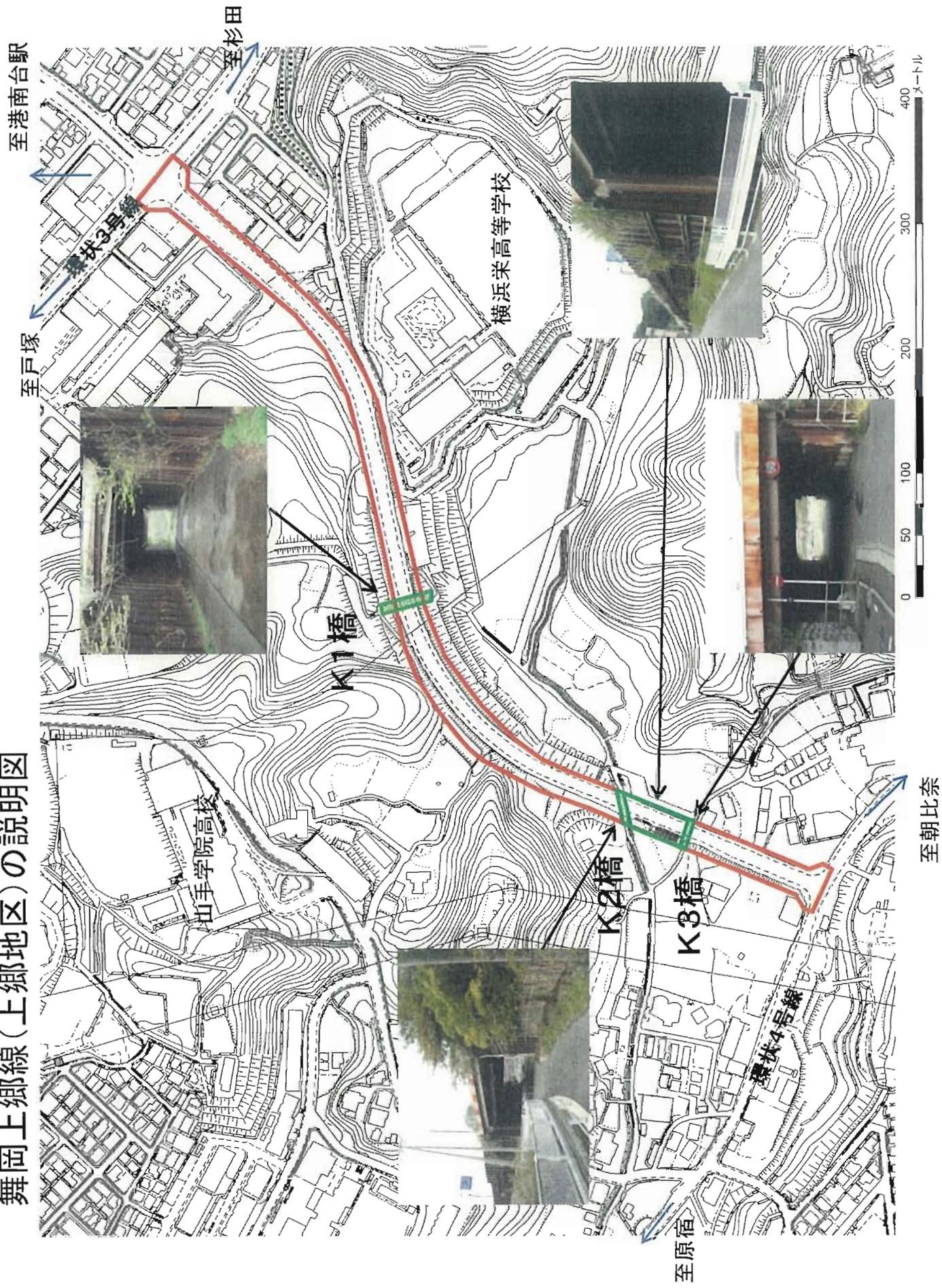
- ・安全対策を最優先と考え、まず平成22年度から応急的な補修を実施する予定で現在準備しています。
- ・補修工事の実施に先立ち、有識者からなる「舞岡上郷線検討委員会」を6月29日に設置することといたしました。仮設構造物の維持管理や今後の整備の考え方など、これまでの整備経緯を踏まえた提言をいただきたいと考えています。
- ・横浜市としては「舞岡上郷線検討委員会」での結果を踏まえ、今後の安全対策を実施していく予定ですが、応急対策については9月を目途に取りまとめていただいた上で、早急に工事に着手したいと考えています。今後も安全な道路管理に努めてまいります。

【舞岡上郷線検討委員会の概要：関連資料—14】

【平成21年度都市計画道路舞岡上郷線既設橋梁等対策検討業務委託概要書(抜粋)：関連資料—15】



# 舞岡上郷線(上郷地区)の説明図



舞岡上郷線請願書関連資料

道路局建設部  
建築局指導部

1. 基本条件通知（都土第 450 号）S63. 10. 26
2. 栄区区民会議等資料
3. 事前審査通知書（建宅二第 104 号）H 元. 9. 11
4. 都市計画道路舞岡上郷線道路詳細設計 設計図（抜粋）
5. 舞岡上郷線工事経緯、工事台帳
6. 設計外工事資料  
(H21. 2. 23 市民からの公開質問状に添付されていた書類ですが、本市には書類が  
不存在のため確認できていません)
7. 維持管理覚書 H2. 8. 23
8. 路線認定資料  
(旧路線名：市道光明寺第 434 号線、現路線名：市道港南台第 297 号線)
9. 開発行為許可申請書（第 3 開 1507 号）H4. 1. 27 受付  
宅地造成に関する工事の許可申請書（第 3 規 1505 号）H4. 1. 27 受付  
土地利用計画図平面図 H4. 1. 27 受付
10. 基本条件通知（建宅企第 285 号）H17. 1. 14
11. 都市計画提案で提出された土地利用計画平面図（案）H19. 12
12. 平成 20 年度市道港南台第 297 号線現橋等調査業務委託概要版（抜粋）
13. 橋梁定期点検要領（案）抜粋
14. 舞岡上郷線検討委員会の概要
15. 平成 21 年度都市計画道路舞岡上郷線既設橋梁等対策検討業務委託概要書(抜粋)

## 【その他参考資料】

---

1. 交通量データ (H20. 11. 18 調査)
2. 道路構造令関係資料
3. 車両制限令関係資料
4. 「重さ指定路線」路線図 (横浜市管理道路)

都 土 第 450 号

昭和63年10月26日

松里総業株式会社並びに  
東急建設株式会社 殿

横浜市 都市計画局長  
江口昭吾

上郷開発計画(グリーンヒルズ港南台)にかかる基  
本条件について(通知)

標記について、本市の開発基本方針に基づく基本条件は別紙のとおり  
とします。今後は、これに基づき、関係部局との調整に入って頂きたい。

なお、これらの条件は、基本的なものであり、詳細及びその他の事項  
は、それぞれの担当部局との調整により決定されることとなります。

《事務担当》

土地調整課

担当林下、小久江、木村

TEL(045)671-2019(直通)

## 開発基本条件

### 1 開発の基本的条件

(1) 開発区域は、別添図の赤線で囲まれた区域(面積約36.5ha)とする。ただし、都市計画道路舞岡上郷線の整備に伴い、やむを得ず開発区域を拡張する場合は、最小限度にとどめることとする。

(2) 開発計画人口は、人口密度100人/haに対応した計画人口を上限とする。

なお、住戸数は、集合住宅用地、研究開発施設の付帯施設、地主還元用地を含め1,000戸以内とする。

(3) 緑地の保全について

ア 開発区域全体を都市計画法施行令第31条ただし書開発行為の区域として、同開発行為の開発許可基準別表-1の2-(1)-ア及びイによる開発行為に基づく関連施設整備(緑地整備)基準により、緑地を確保すること。

(7) 保存緑地は、開発区域内の山林面積の50%以上の面積に相当する自然緑地かつその他の面積の30%以上の面積に相当する緑地を確保すること。

(イ) (ア)の基準により算定された緑地のうち約5.1haと公園提供分(開発区域面積の3%)をあわせて、上郷高校から瀬上池へ通ずる谷戸部及び斜面緑地部分(別添図A部分)を無償で提供すること。また、上郷高校東側の斜面緑地部分(別添図B部分)については、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定について本市に協力すること。

(ロ) (7)の基準により算定された緑地のうち(イ)による無償提供分を除いた残余の緑地については、本市の指示により確保し本市と緑化協定又は保安林の指定を受けること。

なお、環状4号線側の斜面緑地(別添図C部分)を広く保全すること。

ウ 取水堰の遺跡周辺(別添図D部分)については、自然緑地とし遺跡の保全をはかること。

エ 瀬上沢の自然流水が確保できるよう計画すること。

オ 瀬上市民の森へのアクセスを確保すること。

(4) 道路整備について

ア 都市計画道路舞岡上郷線の整備を行うこと。

イ 都市計画道路舞岡上郷線の事業用地について早急に本市へ帰属できるよう地権者の協力をとりつけること。

- ウ 都市計画道路舞岡上郷線の建設に関連する道路整備について、協力すること。
- エ 開発区域内の幹線道路の隣接団地への接続について、本市及び自治会等と協議すること。

(5) 開発計画の土地利用を担保するために、開発区域全体に地区計画の地区方針及び整備計画を立案し本市の指示を受けること。

## 2 土地利用計画と用途及び形態制限について

- (1) 住宅施設用地のうち集合住宅用地の面積については、5.0ha以下とし、形態制限については、住居系地域並とすること。また、地主還元地及び分家住宅用地については、3.45ha以下とし、形態制限については、第一種住居専用地域並とすること。
- (2) 研究産業施設用地及び教育文化施設用地については、合計して10ha以上を基本とし、形態制限については、住居系地域並とする。
- (3) 公益用地については、開発区域面積の5%以上の面積を確保することとし、かつ、本市の指示により整備し提供すること。

なお、当該公益用地については、開発区域内に0.5~1.0haの規模の用地を一カ所と概ね15区画の戸建用地を集約して整備すること。また、残余の公益用地については、地区外提供とすること。



# 第1期栄区民会議活動記録



栄 区 民 会 議

# 道路交通分科会

## 1 活動の経過

昭和61年11月29日栄区民会議発足集会をもってスタートした私たちの活動は、翌62年4月25日の第2回栄区民会議「課題別分科会の発足」を経て本格化することになった。

活動の中心は、栄スポーツホールを会場とした毎月の例会がであった

## 2 主な検討事項

### (1) 舞岡上郷線の建設促進

環状4号線の慢性的な渋滞状況を解消するための当面の鍵は、舞岡上郷線の早期開通である。その建設促進を図るため、昭和63年1月、分科会役員が市道路局を訪問し実情を聴取した。このときの担当者の説明では「64年3月末の完成予定が技術的理由により1年程度遅れそう」との話であった。これを聞き、代表委員と顧問が道路局長へ陳情の結果、当初計画通り完成させる旨の確認を得た。

### (2) 横浜環状道路と関連道路計画

63年3月、環状道路建設に伴う区民の不安を取り除くため、市道路局長に5項目に亙る質問書を提出得られた回答、および翌4月に道局企画係長を招き説明を受けた内から、両道路の建設は今後の市の交通機能の向上と栄区内の交通渋滞の抜本的解消、さらに「住みよい街づくり」のために欠くことのできない事業であることがよく認識できた。

### (3) 桂町戸塚遠藤線の延伸建設促進

63年4月に本郷台駅～長光寺の間が開通したが、今後もできる限り速やかに環状3号線までの建設と、さらに北本郷台以北への延伸を要望した。

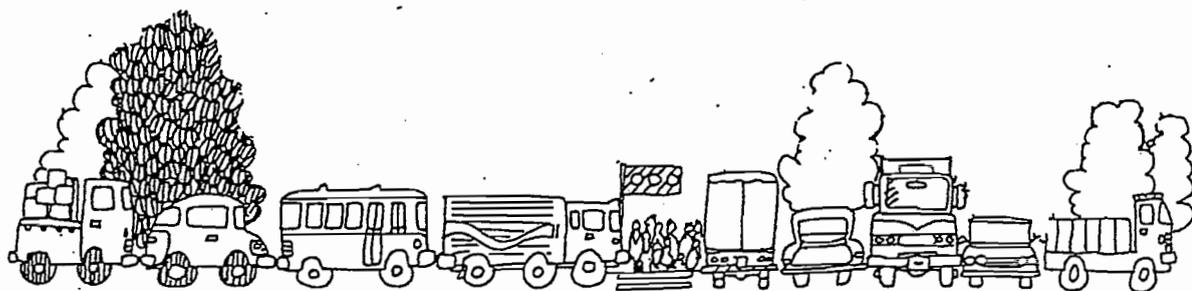
以下、内容の詳細は省く。

### (4) 原宿六浦線の拡幅

(公田交差点～笠間十字路)

### (5) 横浜鎌倉線の拡幅整備

(港南区原交差点～公田町南河内)



# 栄区民会議 二五一人

第 2 号

昭和 63 年 11 月

各家庭配布版

(栄区 承認第 25 号)

編集発行：栄区民会議運営委員会

247 栄区桂町 303-19

栄区役所区民相談室 気付

## 「昭和六四年度予算に対する区民要望一覧表」

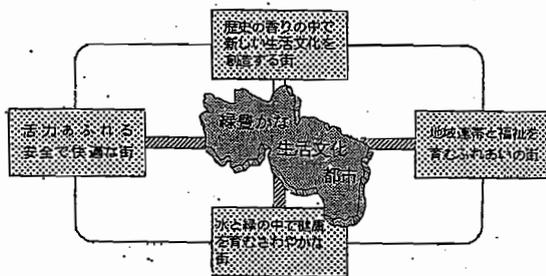
### を市へ提出

栄区の街づくり  
への要望  
36件

去る九月三日に開催した第七回栄区民会議において、昭和六四年度の横浜市予算に対して、栄区の街づくりにとつてぜひとも取り入れてほしい要望をとりまとめました。さまざまな意見を参考に、栄区の将来に向けての要望をまとめてあります。皆さんに要望についてのご意見をいただき、より良いものにしようとお知らせする次第です。

これは去る九月三日に開催した第七回栄区民会議において話し合いの後、まとめられた昭和六四年度の横浜市予算を作成するに当たり、栄区にとつてぜひとも取り入れてほしい課題の一覧表です。  
これを九月十五日横浜市へ提出し、また同月三十日には区民会議顧問でもある栄区選出議員団へ、要望の実現に向けて協力を依頼しました。  
この要望一覧表を作るに当たっては、昨年以來私たち区民会議で話し合った問題や分科会で研究したもの、また陳情その他さまざまな方法で横浜市へ出されている地域の要望を整理し、現地を確かめる作業をしました。

なお、この要望に対する回答は、予算が成立した後の来年六月頃に横浜市からされ、併せて、横浜市の発行する冊子「市民のひろば」によっても、皆さんのお手元に入ります。ちなみに、「市民のひろば」は区役所区民相談室で配られます。  
この要望一覧表をご覧いただいのご意見ご感想をお寄せください。また、新たな提案や問題提起でも構いません。区民会議のなかで検討するきっかけにしたいと考えます。  
なお、区民会議は区民の皆さんの中から選ばれたり、応募したボランティアによる活動のため、毎日随時にお電話などを受けることができますので、ご意見などはご面倒ですが、お手紙によりお寄せくだされば幸いです。  
郵便の宛て先は、画二四七 横浜栄区役所区民相談室気付 栄区民会議です。



61年、私たち区民の声を取り入れ、まとめられたよこはま21世紀プラン栄区区別計画による栄区の将来像

一 幹幹線道路略網の整備  
区内の交通混雑を解消するために、次の幹線道路をすみやかに整備してほしい。  
(1)原宿六浦線の拡幅  
(公田交差点・笠間十字路)  
(2)桂町戸塚遠藤線の延長建設  
(環状三号線以北も含めて)  
(3)環状三号線の建設促進  
(4)舞岡上郷線の建設促進  
(5)横浜線倉線の拡幅整備  
(港南区原交差点・桂町南河内)

一 横浜環状道路略網のおよび  
関連連街路建設  
区内の交通混雑解消のための抜本策の一つとして、横浜環状道路とその関連街路を一日も早く建設してほしい。計画に当たっては良好な住宅地内の通過部分が多いので、環境施設等の設置や排気ガス対策等十二分な公害防止対策を含め、沿線の街づくりについて総合的な計画を合わせて立ててほしい。(二頁につづく)

## 第二期栄区民会議 発足

11月9日

十一月十九日、第二期栄区民会議の発足集会在栄スポーツホールで開催されました。連合町内会、各種市民団体から推薦された人、また公募に応じた人百六十二人のうち、約九十人が集まり、第二期栄区民会議の発足と役員を選考を行いました。  
あなたのお近くの区民会議委員と、街の中の問題や要望を話し合ってください。これから設置する課題別、地域別の分科会で話し合い、街づくりの意見にまとめ、横浜市内などへの要望や区民への提案などに生かしたいと考えています。



# さかた

編集：栄区役所・区民相談室 〒247 栄区桂町303-19 ☎894-8335

平成2年 8月

区人口.....124,264

世帯数.....40,505

(平成2年6月1日現在)

まちの横顔 <栄区町名あてクイズ>

この町は、1年前の住居表示実施で生まれました。今年の3月、親しまれている飯島東公園は「〇〇〇中央公園」と町名のついた名前になりました。いガキに答え、住所・氏名・年齢・あなたの好きな区内の場所を書いて、左記区民相談室へ、抽選で5人に記念品贈呈。8月31日必着)



公園にある人気の木製汽車

柏尾川灯

第12回

日時 8月18日  
花火大会は午後  
所 柏尾川 緑  
▷問合せ 柏尾  
推進協議会事務局

戸塚センター

センター前  
れていて、セ  
の通行の妨げ  
ター周辺には  
ようご協力さ  
電車または  
けくださるよ  
なお、センタ  
区禁止区域で



乳幼児健康

◆4カ月児 [午前  
2年4月1日~10  
2年4月11日~20  
2年4月21日~30  
◆1歳6カ月児 [元  
元年1月21日~31  
元年2月1日~10  
◆3歳児 [午後1  
62年7月21日~31  
62年8月1日~10

成人健康

◆区民健康の日  
9月5日(水)▷  
▷内容 胸のX線  
測定・尿検査(20歳  
眼底検査(40歳以  
眼底検査500円  
◆出張成人健診  
8月30日(木)~1  
9月6日(木)~1  
▷受付 午後1時

大正生薬



日	H	H
1	9/28(金)	10:00~12:00
2	10/19(金)	10:00~12:00
3	11/9(金)	13:30~15:00
4	12/7(金)	10:00~12:00
5	1/8(金)	10:00~12:00

育

ネバー

▷日程 9月  
全7回 午前  
センターほか

▷費用 100円

前金、さつま

込・問合せ

所・親子の氏

名を記入のうえ

157-3☎881局

## グラッときたら

### —地震に備えて—



● 広域避難場所  
○ 要避難地区  
■ 任意避難地区  
— 地区割線

● 広域避難場所の番号と下の表の番号を照合してください。

番号	広域避難場所	該当地区
84	山手学院一帯	若竹町、元大橋一丁目、元大橋二丁目
85	公田団地	公田町の一部、上野町の一部、中野町の一部
86	本郷台駅前一帯	笠岡町、鍛冶ヶ谷町の一部、小菅ヶ谷町の一部、桂町、中野町の一部、本郷台一丁目、本郷台二丁目、本郷台三丁目の一部、本郷台四丁目、本郷台五丁目
87	飯島団地	長沼町、飯島町の一部、本郷台三丁目の一部
88	金井公園	金井町の一部、田谷町の一部、長尾台町の一部
89	鎌倉コナクリップ	庄戸一丁目、庄戸二丁目、庄戸三丁目、庄戸四丁目、庄戸五丁目、長倉町、東上野町、大井町、尾上、上野町、野七里一丁目、野七里二丁目、亀井町、上野町の一部

なお、金井町の一部、田谷町の一部、長尾台町の一部、飯島町の一部、公田町の一部、上野町の一部、中野町の一部、鍛冶ヶ谷町の一部、小菅ヶ谷町の一部は任意避難地区です。

九月一日は防災の日です。この機会に、いざというとき冷静な行動がとれるように、家族で避難場所や防災対策をもう一度点検してみましょう。

**地震が起こったら**

地震が起きたときの基本は、自分の身を自分で守る事です。グラッときたら、まず次の行動が必要で、

①落ちている身の安全を  
大きな揺れは、分断層です。丈夫なテーブルなどの下に身をかくして、家具などの転倒から身の安全を図りましょう。

②すばやく火の始末  
火災が発生しなれば、地震による被害は少なく済みます。小

さな地震でも火を消す習慣をつけ、

③隣近所の助け合い  
いざというとき、隣近所で声をかけ合い、助け合って初期消火や避難をしましょう。

④存知ですか？広域避難場所  
大地震が起きたとき、一番恐ろしいのは火災です。大正十二年九月一日の関東大震災では、火災による被害が大きかったのです。地震で火災が発生したときは、近くの小公園、空き地、校庭などの「いざという避難場所」で火災や風向きなどの様子を見ます。いざという避難場所は、自治会・町内会で事前に決定されています。

そして、火が燃え広がら、身の危険が予想される場合は、早く「広域避難場所」へ避難す

るようになります。広域避難場所には、火災による放射熱から私たちの身を守るために放射熱程度、非常避難する場所です。現在のあなたの広域避難場所を確認しておいたください。

ただし、任意避難地区については、火災の延焼危険の少ない地域なので、避難をみなさんの判断にまかせています。

避難場所には避難するとき、次のことに注意してください。

○自動車による避難は絶対にやめ、徒歩で避難する。

○携帯品は非常持ち出し品のみとし、背負うようにする。

○狭い路地や壁ぎわ、崖も川べりから遠ざかる。

○市、区、消防機関などの広報やテレビ、ラジオの報道に注意して、タイムリーに行動しない。

○火災の近くを避難するよううなときは、衣類に水をかけ、放射熱を防ぐ。

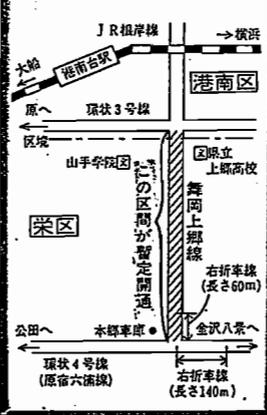
ふだんから準備を

大地震のとき、あわてずに行動するには、ふだんからの準備が大切です。

今年の九月一日には、区総合訓練を豊田地区を対象に、飯島中学校で行ないます。その他の地区でも、防災訓練が予定されています。一人ひとりが防災活動に必要な知識や技術を習得できるように積極的に訓練に参加し、災害時に備えたいものです。また、二・三日分の食糧や飲料水、医薬品、携帯ラジオなども用意しておきましょう。

8月30日  
暫定開通

都市計画道路  
舞岡上郷線



### 栄区民ウォークラリー大会

- ◇日時 9月9日(日)午前9時(雨天延期)
- ◇集合場所 桜井小学校(上郷町242-2)
- ◇対象 区内在住・在勤・在学の人。無料
- ◇コース 長いコース・短いコース
- ◇定員 各コースとも30組(先着順) ひとつの組は2人~5人
- ◇申込・問合せ 8月15日から、電話または直接、市民課社会教育係☎894局8395へ。  
【主催】栄区ウォークラリー実行委員会・栄区役所

### 第2回せせらぎコンサート <篠崎史子ハープリサイタル>

8月11日から前売開始

- 日時 10月7日(日)午後2時
- 会場 栄スポーツホール
- 曲目 ドビッシー「亜麻色の髪の乙女」ほか
- 入場料 500円
- 前売場所 区役所市民課・本郷地区センター
- 一時託児 2歳~5歳、15人まで
- 問合せ 区役所地域文化振興担当☎894-8391

### 栄区民文化祭 参加者(出品・出演)募集

期日	応募資格	募集内容
作品展	11/1~3 区内在住・在勤・在学の人 区内で活動するグループ・会員	絵画(油彩、水彩画、日本画、水墨画、版画、和紙はり絵、ほか)、写真、著作、ペン習字、文芸(短歌、俳句、ほか)、工芸(彫刻、漆器彫、陶芸、七宝焼、タイルモザイク、ほか)、手芸(編み物、ししゅう、パッチワーク、手作り人形、組みひも、ほか)、生け花、園芸(盆栽、さつき、山野草、ほか)、その他(規格制限あり)
菊花展	10/28~11/9 区内在住・在勤の人 区内で活動するグループ・会員	鉢植え、切り花
お茶会	11/1~3 //	お点前の披露
音楽祭	11/4 区内で継続的に活動しているグループ	音楽:4人以上 10分以内 合唱:10人以上 6分以内
芸能大会	11/10・11 //	民謡、舞踊、三曲、吟詠、ほか 5分以内
運営ボランティア	文化祭の運営に協力していただける人:市民課894局8391までご連絡ください。	

◆応募方法 所定の申込書に必要事項を記入して、申し込みください。詳しくは、募集要項をご覧ください。募集要項、申込書は区役所・本郷地区センターにあります。

◆申込期間 8月11日(土)~27日(月) ◆問合せ 市民課地域文化振興担当☎894局8391

※区民文化祭は、栄スポーツホール、本郷地区センターを中心に実施する予定です。

※搬入の費用は自己負担。作品の管理は十分に注意しますが、万一の場合でも補償いたしません。

建宅二第104号

平成元年9月11日

松里総業株式会社

代表取締役 草薙夏治 様

東急建設株式会社 横浜支店

常務取締役 田中義彦 様

宅地開発事前審査通知書



横浜市長 長久保英昌

受付年月日番号

平成元年7月10日 第1前1504号

事業の場所

栄区上郷町409他

審査の区分

宅地審査

開発の目的

研究産業施設、教育文化施設及び集合住宅建設等

開発区域の面積

379.140m<sup>2</sup>

1 道路の計画については次の計画にしてください。

- (1) 都市計画道路舞岡上郷線の整備を行ってください。
- (2) 都市計画道路舞岡上郷線の事業用地について、早急に本市へ帰属できるように地権者の協力を取り付けてください。
- (3) 都市計画道路舞岡上郷線の建設に関連する道路（環状4号線）整備に協力してください。
- (4) 都市計画道路舞岡上郷線の接断面勾配及び同線へ接続する道路について協議してください。
- (5) 都市計画道路舞岡上郷線の暫定整備に協力してください。
- (6) 交差点処理及び交通規制関係については、別途関係機関と協議してください。
- (7) 環境影響評価を順守し、地元住民とトンネル及び接道等十分調整のうえ都市計画法第32条の申請を行ってください。
- (8) 道路敷の改築の詳細については、別途道路局（路政課）と協議してください。
- (9) 占用の場所については、「道路占用許可基準」によること。また、電線等の地中化を考慮してください。
- (10) 道水路境界査定図原本を、都市計画法第32条申請までに添付してください。
- (11) トンネル箇所については、充分視距を確保し、緩和区間を設けてください。  
なお、トンネルの詳細については、道路局（施設課）と協議してください。
- (12) 各路線と地区界との処理を明確にしてください。
- (13) 山手学院への接道については、公道で接続するよう考慮してください。
- (14) 道路構造の詳細（歩道の巻き込み、出入口口の位置、雨水井の位置、既切り、道路線形等）については、十分協議してください
- (15) 道路照明及びトンネル付帯設備等については、別途道路局（施設課）と十分協議してください。



都市計画道路舞岡上郷線 道路詳細設計委託

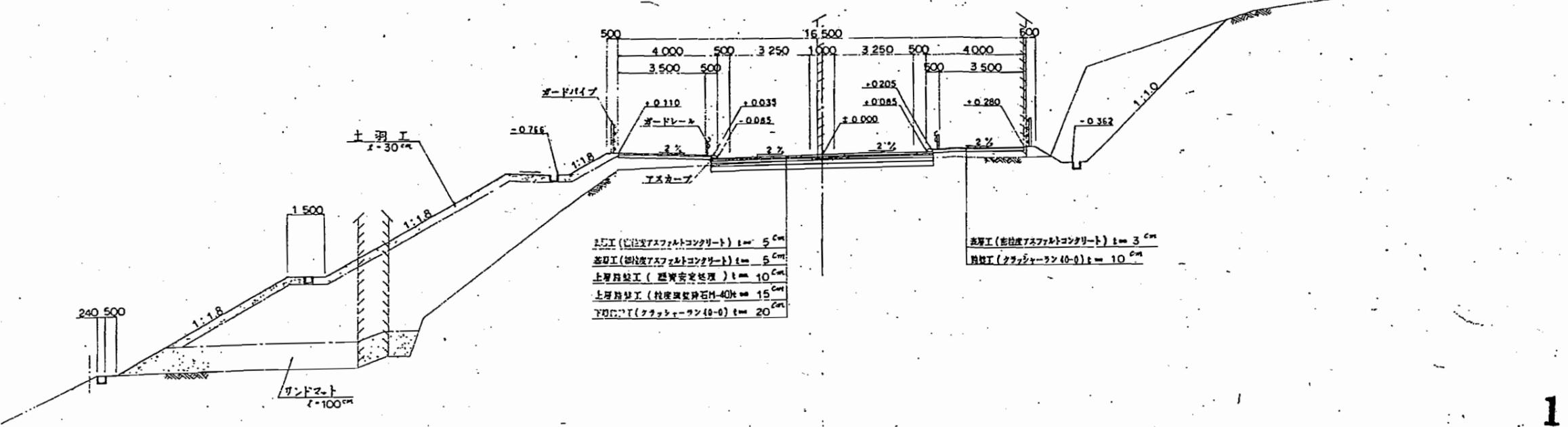
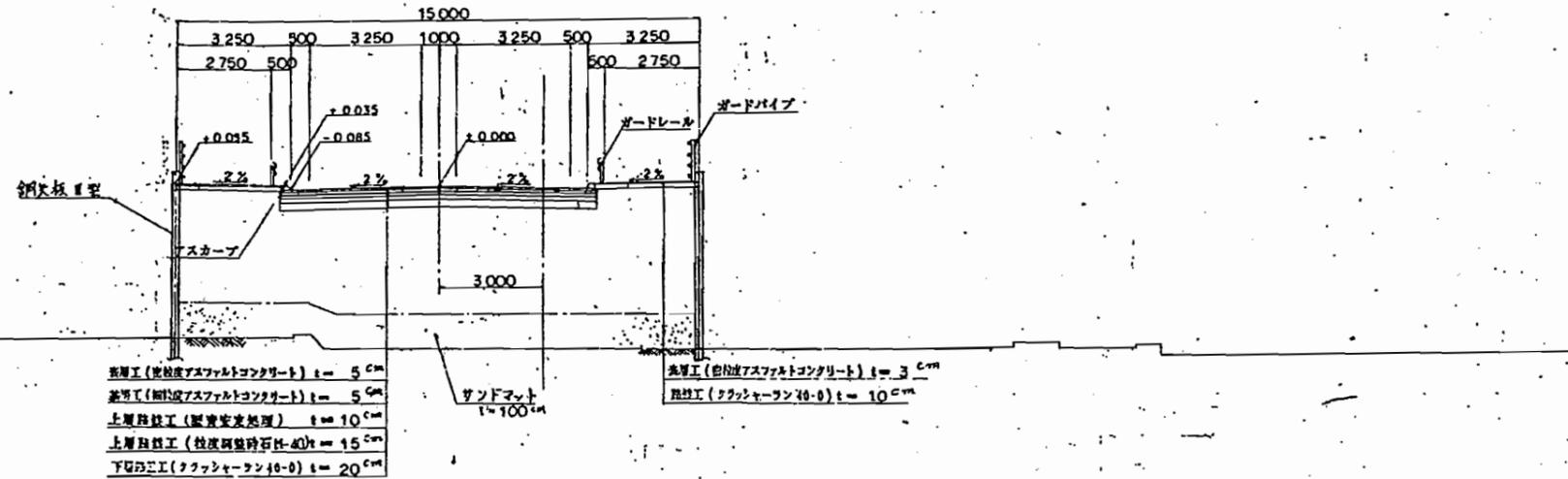
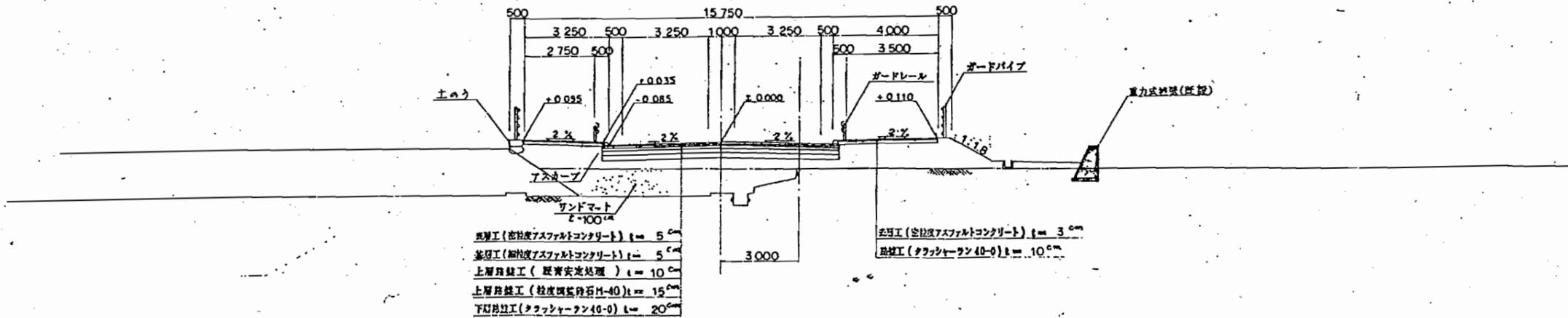
設 計 図

平成元年 3 月

横浜市道路局建設部南部建設課  
株式会社 オリエンタルコンサルタンツ



標準横断面  
S=1/100



年度	路線名	都市計画道路舞岡上郷線	
工事箇所	横浜市長区上郷町地内		
図面名	標準横断面		
縮尺	1/100	図面番号	3-31
設計年月	平成	年	月
製	製	製	製
横浜市道路局建設部南建設課			



舞岡上郷線工事経緯

工事名	契約年月日	竣工年月日	請負業者	最終変更金額	工事内容	別紙
1 埋蔵文化財発掘工事	S62.4.1	S62.6.30	㈱松尾工務店	4,460,000	文化財発掘	別紙 1
2 都市計画道路舞岡上郷線 街路整備工事	S62.9.2	S63.3.28	小雀建設(株)	29,440,000	L=100m、W=22m、土工、舗装工、RC擁壁工、排水工(L型側溝工、排水管工、人孔築造工)	別紙 2
3 都市計画道路舞岡上郷線 街路整備付帯工事	S63.1.26	S63.3.18	小雀建設(株)	22,730,000	本体工事付帯工(土木、仮設工(擁壁部)、雑工)	別紙 3
4 都市計画道路舞岡上郷線 街路整備工事	S63.11.12	H1.10.31	東急建設(株)	121,084,240	L=320m、W=22m、盛土工、排水工、土留擁壁工、 <u>橋梁工(工場製作)2橋</u> 、仮設工、付帯工、雑工	別紙 4
5 都市計画道路舞岡上郷線 街路整備工事(その2)	H1.11.10	H2.10.30	東急建設(株)	143,431,620	L=830m、W=22m、土工(盛土99865m <sup>3</sup> 、切土1878m <sup>3</sup> )、 <u>車道舗装工8822m<sup>2</sup></u> 、歩道舗装工4152m <sup>2</sup> 、排水工、付帯工、雑工	別紙 5
6 都市計画道路舞岡上郷線 街路整備工事に伴う追加 工事	H2.8.30	H2.10.30	東急建設(株)	75,655,560	L=830m、W=22m、舗装工、安全施設設置工事、標識設置工事、照明工、交通信号機改修工、雑工	別紙 6
7 都市計画道路舞岡上郷線 街路整備付帯工事	H2.12.22	H3.3.29	東急建設(株)	12,329,100	土工、ブロック積擁壁工、排水工、付帯工	別紙 7
合計				409,130,520		



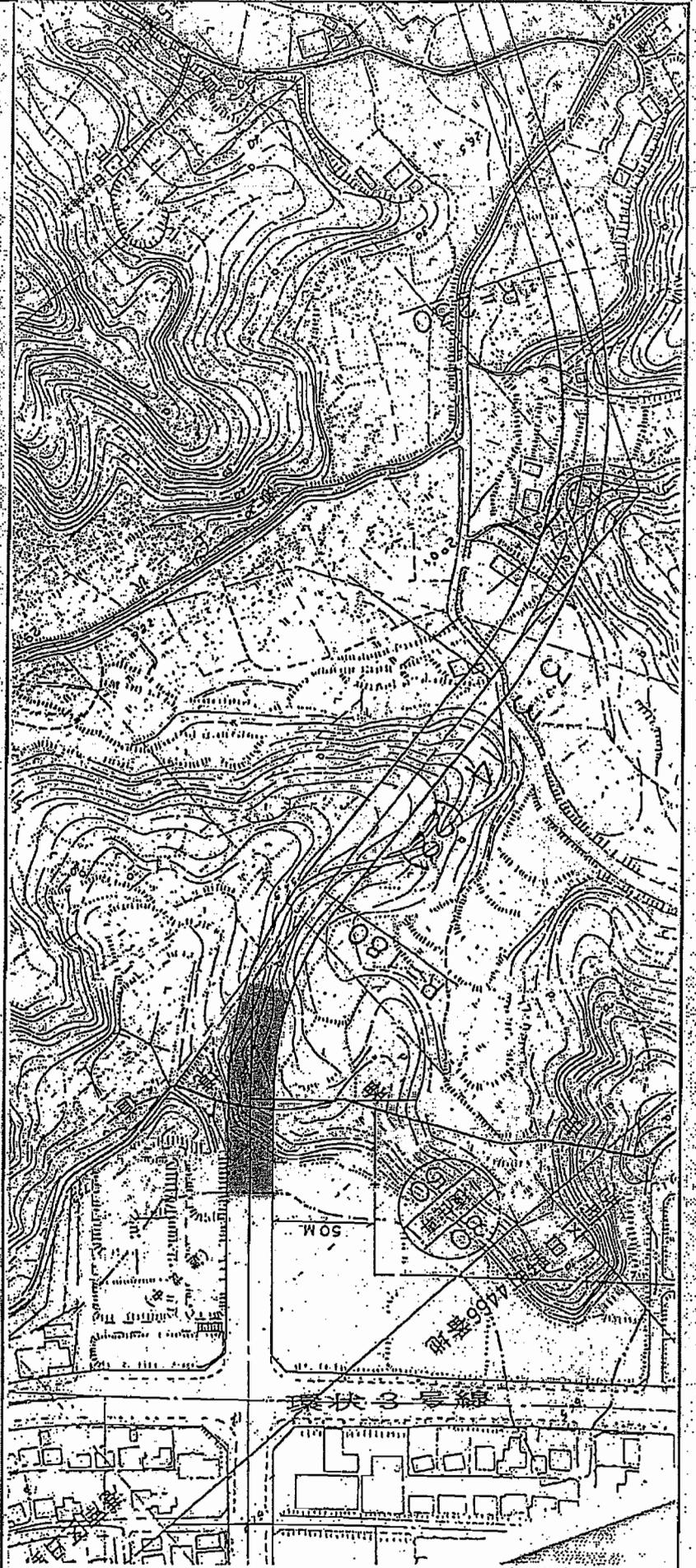


<p>現況・完成写真</p>	<p>作業説明図（位置・平面図等）</p>





現況・完成・写真



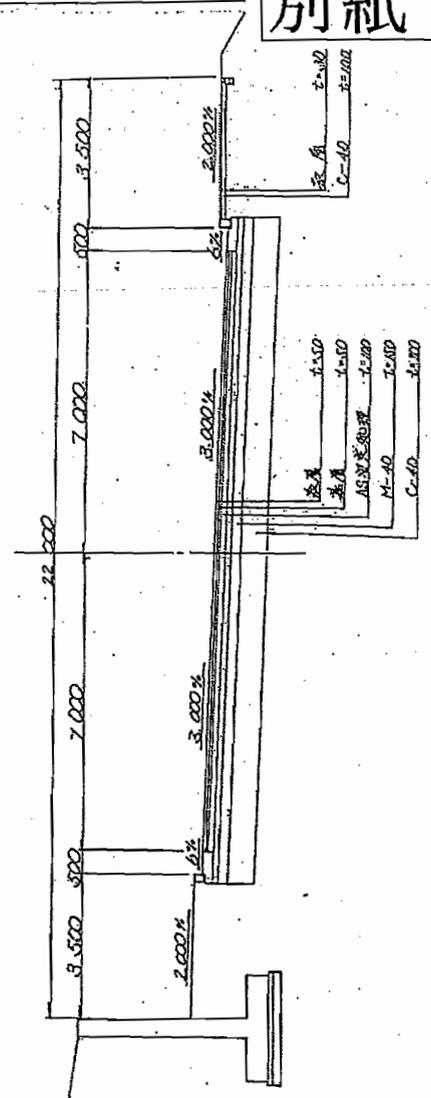
事業説明図(位置・平面図等)

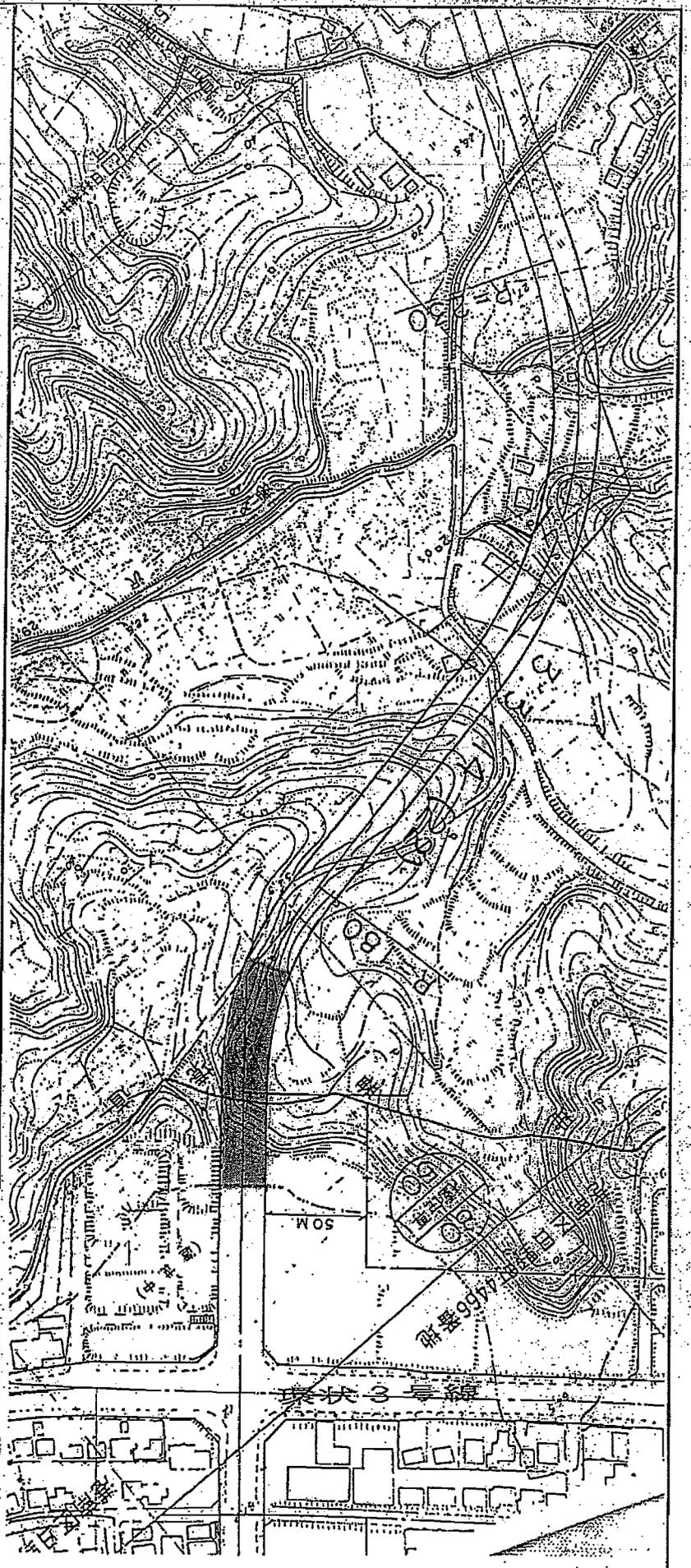
年度 S 62 番号 28 工 事 名 台 帳 ( 道 路 工 事 ) 道 路 局 建 設 部 管 部 建 設 課

路線名	S 62	番号	28	地 區 名	工 務 局 工 務 課	工 事 名	都 市 計 画 道 路 舞 臺 上 郷 線 街 路 整 備 附 帯 工 事	契約年月日	S. 63 1. 26	検査年月日	(中間) 検査年月日	設 計 者	岡 本 雅 夫
事業区	3. 3. 14	番号	28	地 區 名	工 務 局 工 務 課	工 事 名	都 市 計 画 道 路 舞 臺 上 郷 線 街 路 整 備 附 帯 工 事	着手年月日	S. 63 2. 2	検査年月日	(最終) 検査年月日	設 計 者	—
単 位	—	—	—	地 區 名	工 務 局 工 務 課	工 事 名	都 市 計 画 道 路 舞 臺 上 郷 線 街 路 整 備 附 帯 工 事	竣功年月日	S. 63 3. 18	検査年月日	(土木) 検査年月日	御 委 託 先	三 和 測 量
補助率	—	—	—	地 區 名	工 務 局 工 務 課	工 事 名	都 市 計 画 道 路 舞 臺 上 郷 線 街 路 整 備 附 帯 工 事	竣功年月日	—	検査年月日	(電氣) 検査年月日	設 計 委 託 先	オリエント・コンクリート
分 類	—	—	—	地 區 名	工 務 局 工 務 課	工 事 名	都 市 計 画 道 路 舞 臺 上 郷 線 街 路 整 備 附 帯 工 事	繰越の有無	有	監 督 員	港 南 工 本	土 質 調 査 委 託 先	—

設 計 元 費	工 事 費	工 事 内 容
4 種 1 級 特 選 果 樹 新 設 道 路	22, 860, 000 円	本 体 工 事 件 帯 工
60 km/h	22, 000, 000 円	(土 木、板 敷 工 (擁 護 部)、雜 工)
—	22, 730, 000 円	—
—	— 円	—

構 造 規 格	4 種 1 級 特 選 果 樹 新 設 道 路	價 準 規 範 圖	( 鋪 裝 構 成 也 必 ず 配 入 す る 群 )
設 計 速 度	60 km/h	—	—
曲 線 半 徑	m	—	—
縱 断 勾 配	%	—	—
横 断 勾 配	車 道 % 歩 道 %	—	—
設 計 交 通 量	台 / 日 大 型 車 台 / 日 区 分 C 交 通	—	—
路 床 土 C. B. R	6 % (設 計 C. B. R)	—	—
路 床 土 C. B. R	(改 良 後) % (材 料)	—	—
路 床 土 C. B. R	(置 換 後) % (材 料)	—	—
鋪 裝 厚	給 厚 55 cm ( cm) TA =	—	—
照 明	—	—	—
植 栽	單 独 株 連 結 株 高 木	—	—
排 水	2=1=1 管 (歩 道)、L 型 側 溝	—	—
(その他)	本 工 事 と 合 併	—	—





現況・完成・写真

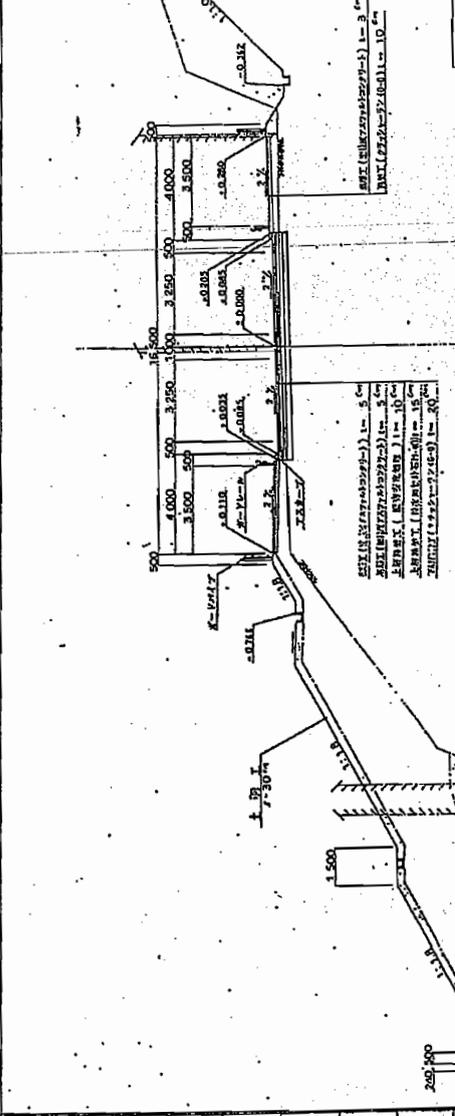
事業説明図(位置・平面図等)

年度	63元	番号	26
路線名	舞岡上郷線		
地区名	上郷地区		
工事名	都市通過道路農用上郷線道路整備工事		
工事箇所	菜区上郷町域内		
請負業者	東急建設(株)		
補助率	—		
現場代理人	—		

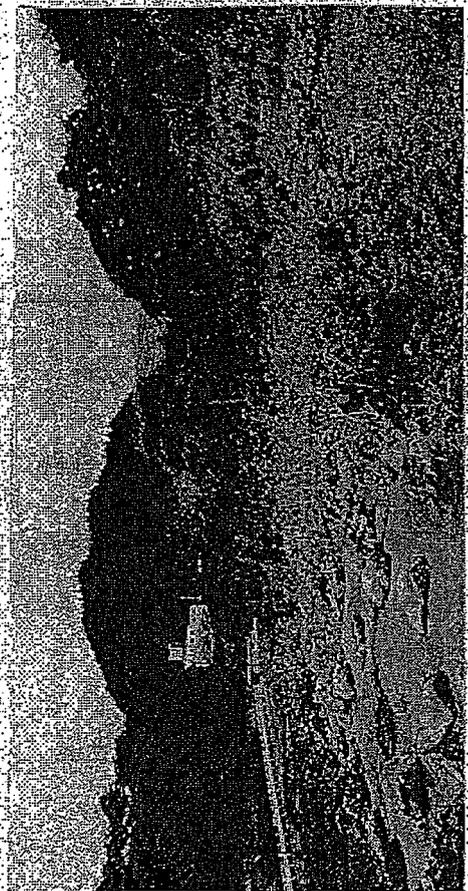
契約年月日	63. 11. 12.	(中間) 検査年月日	—	設計者	岡本雅夫
着手年月日	63. 11. 19.	(最終) 検査年月日	11. 10	設計者	—
竣功年月日 (当初)	元...	(土木) 検査員	花柳監理課 柴田 順耳	測量委託先	三和測量(株)
竣功年月日 (最終)	元...	(電気) 検査員	—	設計委託先	三和測量(株)
繰越の有無	④	監督員	平田 晃	土質調査委託先	—

工事内容	工 事 費
L = 320 m W = 22 m (16.5 m)	工 事 費
盛土工, 排水工, 土留擁壁工,	当 初 設 計 金 額
橋梁工(工場製作) 2橋	92,510,000 円
付帯工, 雑工	諸 負 金 額
	91,000,000 円
	最 終 変 更 金 額
	121,084,240 円
	繰 越 金 額
	54,600,000 円

概 準 横 断 図 (舗装構成も必ず記入する事)



舗 装	厚	55 cm (cm) TA =
照	明	—
植	栽	高木 単独樹 連続樹 柵木
排	水	—
(その他)		舗装工については、元年度発注(イの2)工事にて施工

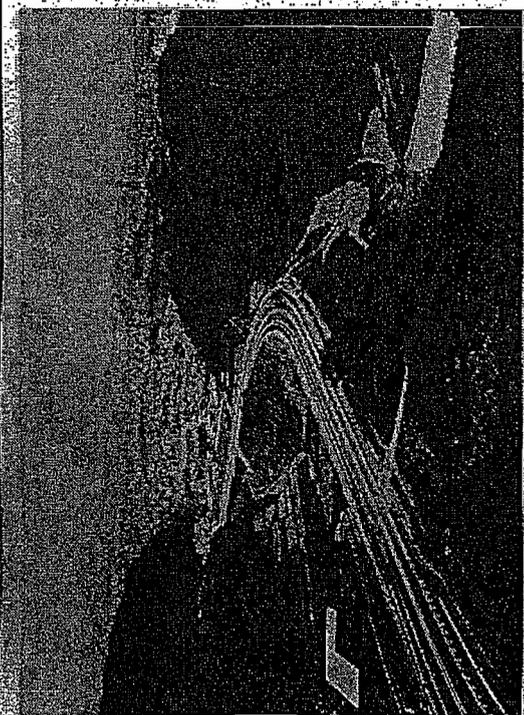


現況・完成・写真

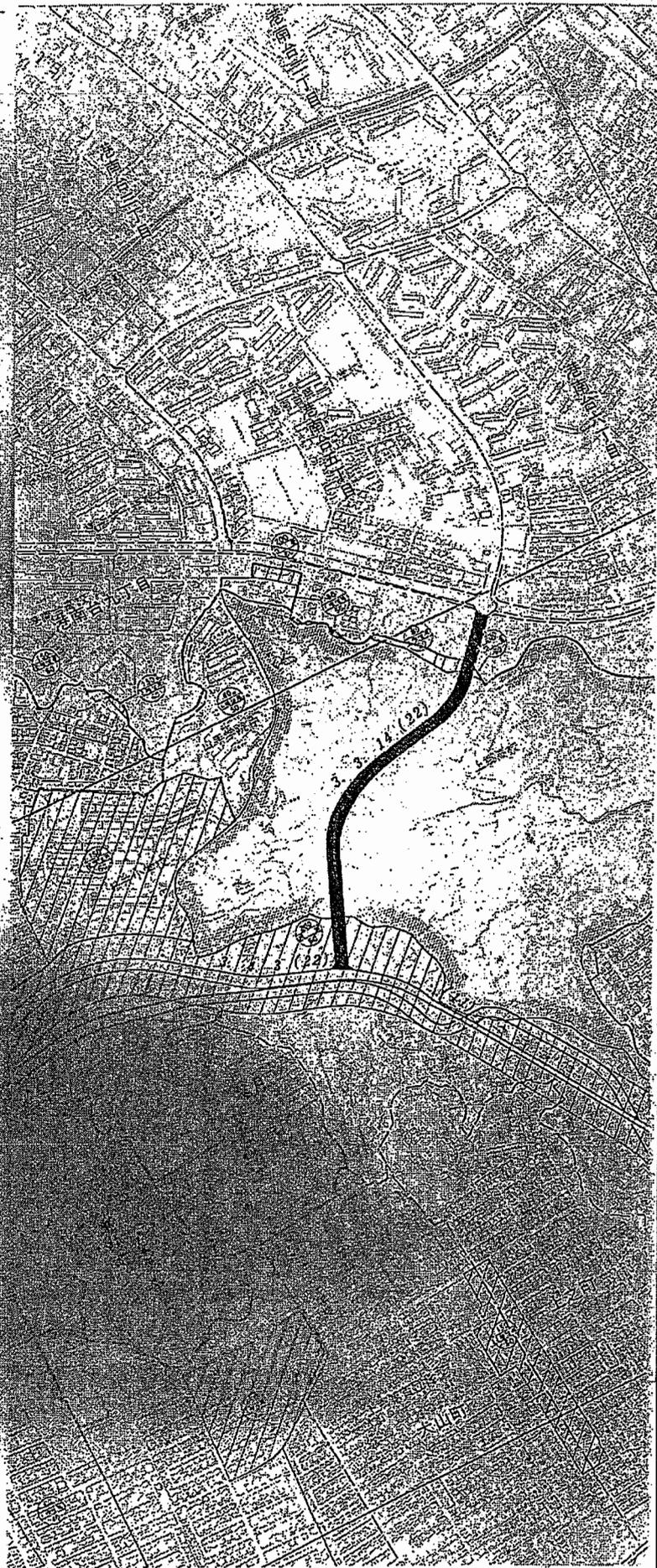


事業説明図(位置・平面図等)





現況・完成・写真

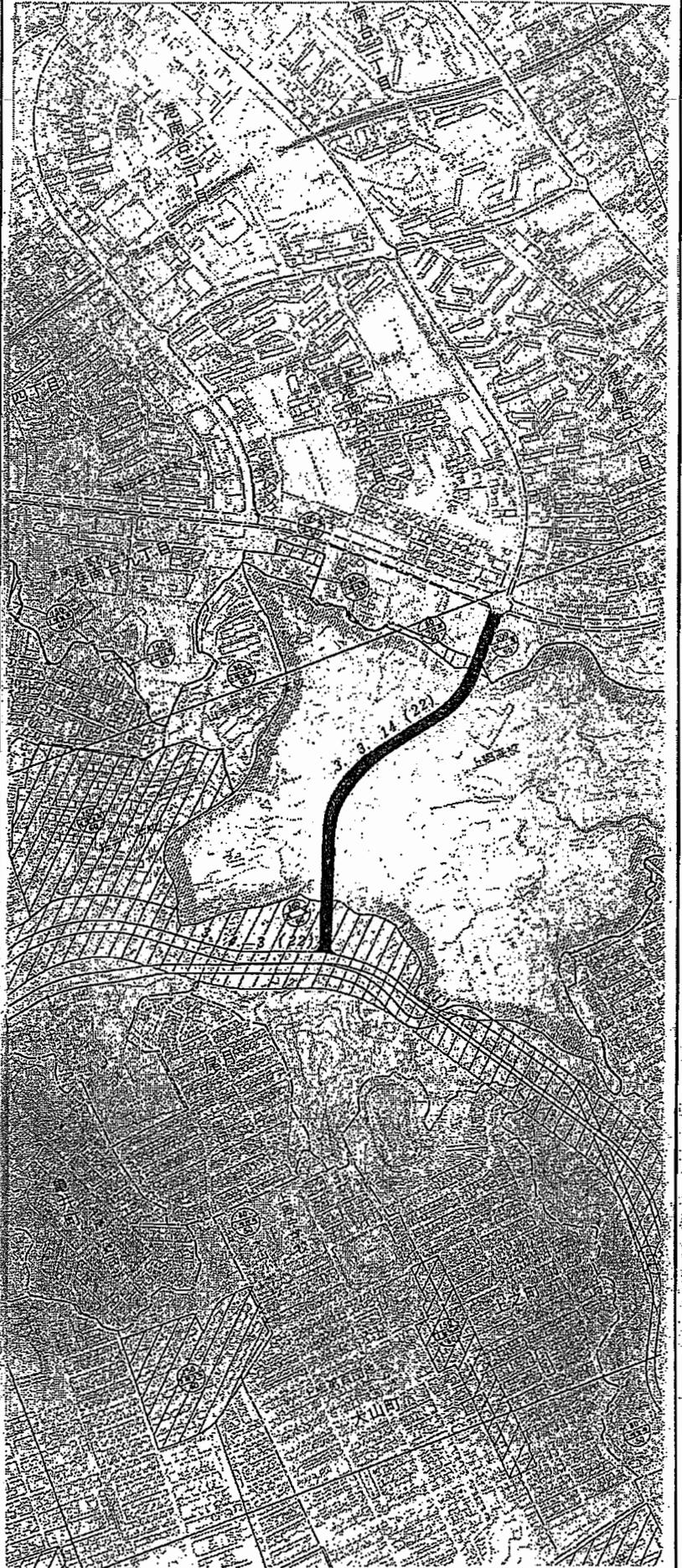


事業説明図(位置・平面図等)





現況・完成・写真



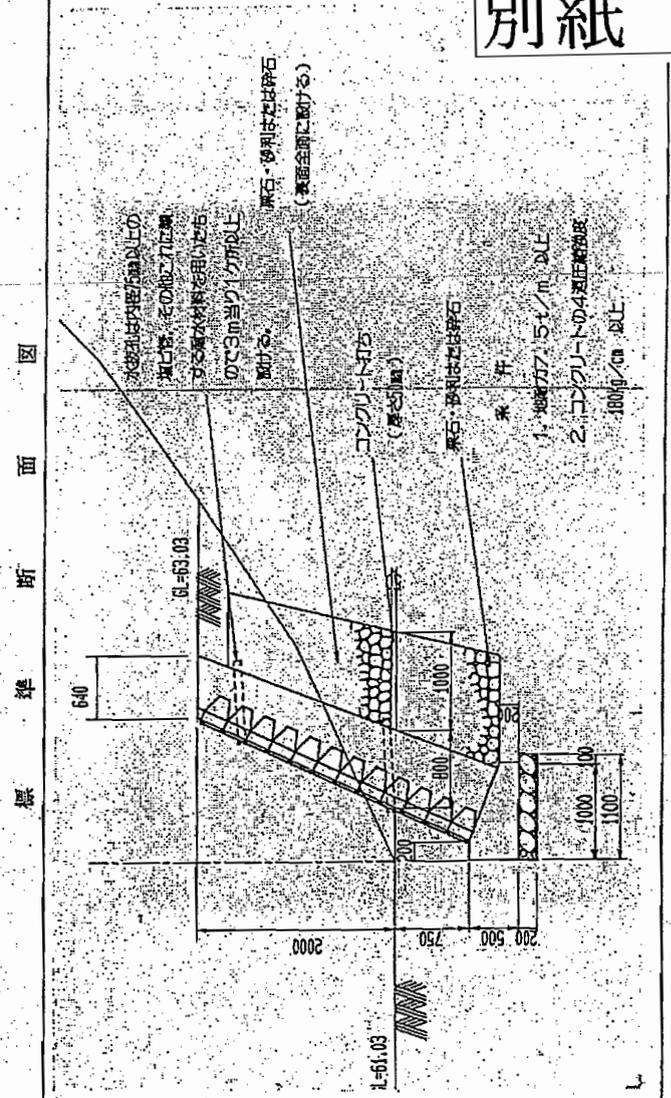
事業説明図(位置・平面図等)

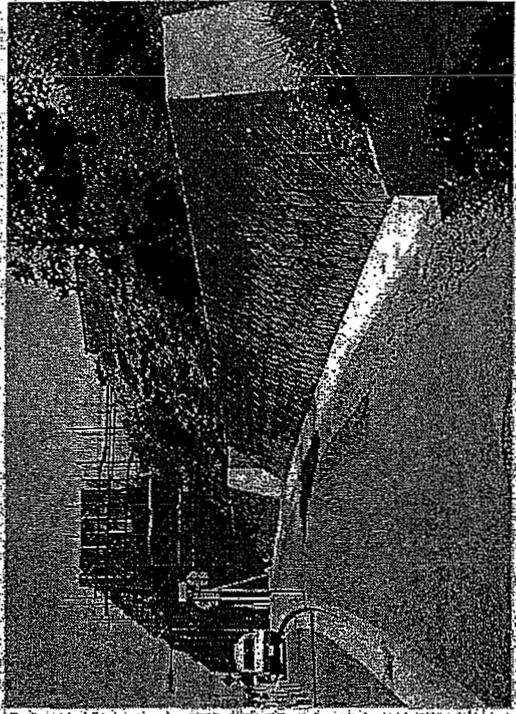
年度	2	番号	22
路線名	舞瀬上郷線		
事業区分	工事名	都市計画道路舞瀬上郷線(街路整理)備工支	
	工事箇所	桑区上郷町此内	
	請負業者	東急建設(株) 横沢支店	
	補助率	—	
	現場代理人	—	

地区名	上郷地区	要約年月日	2.12.22	(中間)検査年月日	—	設計(土木)	—
地区名	舞瀬上郷町此内	着手年月日	3.1.4	(最終)検査年月日	3.3.29	設計(電気)	—
地区名	東急建設(株) 横沢支店	竣功年月日(当初)	3.3.17	(土木)検査員	技術監理課 竹内 良弘	測量委託先	三和測量(株)
地区名	—	竣功年月日(最終)	3.3.29	(電気)検査員	—	設計委託先	ネリエントル エントラジツ
地区名	—	繰越の有無	有	監督員	桑上木 平田 晃	土質調査委託先	—

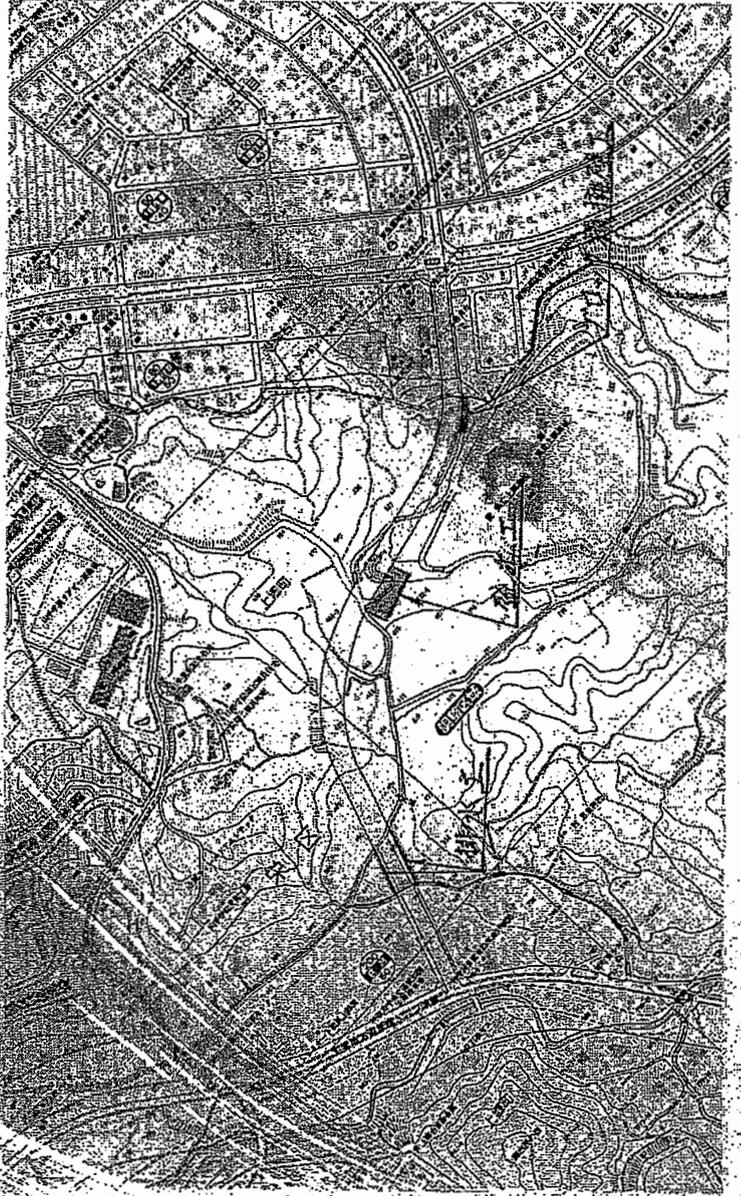
工事内容	工事内容 (最終 L, W, 主な工種) 土工 / 式, プログラ積擁壁工 / 式 排水工 / 式, 付帯工 / 式		
工事費	当初設計金額	11,824,400 円	
	請負金額	11,742,000 円	
	最終変更金額	12,329,100 円	
	繰越金額	— 円	

構造規格	種	級	市道	県道
設計速度	Km/h			
設計交通量	台/日	大型車	台/日	区分
縦断勾配	%			交通
横断勾配	%	歩道	%	
設計荷重				
設計震度				
上部工・構造形式				
示方	震			
下部土構造形式				杭 m 本
示方	震			
照明形式規格灯数				
(その他)				





現況 完成 写真



事業說明圖(位置平面圖等)

横浜市長 中田 宏様

都市計画道路舞岡上郷線整備手法に関する

公開質問状

上郷開発から緑地を守る署名の会



都市計画道路舞岡上郷線暫定供用に伴う横浜市道路局負担工事内訳書

設計外工事

番号	工事内容及び工種	単位	主要数量
1	都市計画道路舞岡上郷線その1工事		
1	迂回道路舗装工	m	261
2	都市計画道路舞岡上郷線その2工事		
1	迂回道路道路設備工	式	1
2	街路灯設置工	本	19
3	法面安定シート敷設工	式	1
4	仮設工	式	1
3	都市計画道路舞岡上郷線関連整備工事		
1	環状4号線交差点信号設置工	個所	1
2	道路標識設置工	式	1
3	横断歩道設置工	個所	1

都市計画道路舞岡上郷線暫定供用に伴う開業事業者負担工事内訳書

番号	工事内容及び工種	単位	主要数量
1	都市計画道路舞岡上郷線その1工事		
1	土留鋼材購入費	t	507.7
2	戻入費	t	507.7
2	都市計画道路舞岡上郷線その2工事		
1	登土部軟弱地盤改良工(ジオドレン工)	m	22,113
2	(安定シート工)	m	10,100
3	暗渠排水管工(φ150~250)	m	760
4	仮排水管工(φ900)	m	110
3	都市計画道路舞岡上郷線関連整備工事		
1	横断架道橋工	個所	1
2	現道整備に伴う周辺整備工(RC擁壁)	m	207
3	仮遊水池設置工	個所	1
4	NO.2仮橋撤去工	個所	1
5	関連整備に伴う雑工	式	1

都計道上郷舞岡線暫定供用に伴う設計外工事

1. その1工事

- 1. 土留鋼材損料費 (事)
- 2. 迂迴道路舗装工事 (道) (負担)

2. その2工事

- 1. 迂迴道路 道路設備工 (ガードル、白線等) (道)
- 2. 迂迴道路 街路灯設置工事 (道) (電気代... 東急)
- 3. 軟弱地盤改良工 シフトン工 (事業主)
- 4. " 安定シート、水平排水材 (事)
- 5. 暗渠排水倉工 (湧水処理) (事)
- 6. 仮排水管布設工 (900mm径土管) (事)
- 7. 斜面安定シート敷設工 (道)
- 8. 仮設工 (道)

3. 付帯工事

- 1. 架道橋工事 (事)
- 2. 現道掘削に伴う擁壁工事 (形は市の仕事) (道)
- 3. 原六線交差点信号設置工 (道)
- 4. 横断歩道設置 (道)
- 5. NO2仮橋撤去工事 (道) (撤去する) (時期を待つ、許可後工事)
- 6. 仮遊水池設置工事 (南隣→氏に相談) (事) (一部道)
- 7. 道路標識設置工事 (道)

歩道舗装 4M → 2.5M

道路照明 現防犯灯の切り替  
信号機部分の夜間照明

3/4 交差 相互の協議者 事については協議の一環



# 覚 書

横浜市道路局（以下甲という）と松里株式会社及び東急建設株式会社（以下乙という）は、都市計画道路舞岡上郷線（別添図面の区間）の維持管理について下記のとおり合意したので、本覚書を締結する。

## 記

1. 照明施設の維持管理及び電気料については、乙の負担とする。
2. 照明施設の維持管理とは、事故及び災害発生時の復旧、二次災害の防止、加害者との示談交渉等の責任を含む。
3. 照明以外の道路施設の維持管理については、甲の負担とする。
4. 前1条及び3条の期間は平成2年8月31日より上郷開発事業の29条許認可取得までとする。 それ以後の維持管理に関しては、上郷開発事業の32条協議を行う中で協議する。
5. 本覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。
6. 本覚書を甲、乙、各一通ずつ保持し合意の証とする。

平成2年 8 月 23日

(甲) 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市道路局長

立神 孝

(乙) 松里株式会社、東急建設株式会社

東京都港区南青山5丁目6番10号

松里株式会社

取締役社長 草薙 寛治

横浜市西区北幸2丁目10番36号

東急建設株式会社横浜支店

常務取締役支店長 田中 泰彦



年	課長	調査係長	近路台帳 第一係長	近路台帳 第二係長	係員
月			横	浜	市

第151号 平成5年3月15日発行

第151号

# 横浜市報

発行日  
5日  
15日  
25日

発行所 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市役所

## 目次

### 【規則】

- △横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則 ..... 325
- △横浜市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 326
- △横浜市児童福祉施設入所者等の措置費の徴収に関する規則の一部を改正する規則 ..... 326
- △金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則 ..... 328

### 【告示】

- △平成4年度横浜市一般会計補正予算（第5号）ほか9件の要領公表 ..... 328
- △鶴見区及び港北区における住居表示の実施に伴う町区域の設定、変更及び廃止並びに字区域の廃止の案 ..... 338
- △港南区における住居表示の実施に伴う町区域の設定及び廃止並びに字区域の廃止の案 ..... 341
- △保土ヶ谷区における住居表示の実施に伴う町区域の変更及び字区域の廃止の案 ..... 343
- △老人福祉施設の設置認可 ..... 345
- △横浜市が処分する産業廃棄物 ..... 345
- △市道路線の認定 ..... 346
- △市道路線の廃止 ..... 369
- △市道路区域の決定及び供用の開始 ..... 376
- △市道路区域の決定 ..... 388
- △県道路区域の変更及び供用の開始 ..... 392
- △市道路区域の変更及び供用の開始 ..... 393
- △市道路区域の変更 ..... 401
- △市道路区域の供用の開始 ..... 402
- △ 同 ..... 402
- △ 同 ..... 403
- △自転車及び歩行者専用道路の指定 ..... 406

### 【公告】

- △横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧 ..... 408
- △横浜国際港都建設計画地区計画の変更案の縦覧 ..... 409
- △ 同 ..... 409
- △ 同 ..... 409
- △ 同 ..... 410
- △ 同 ..... 410
- △ 同 ..... 410
- △横浜国際港都建設計画再開発地区計画の変更案の縦覧 ..... 411
- △ 同 ..... 411
- △横浜国際港都建設計画高度利用地区の変更案の縦覧 ..... 411

- △横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧 ..... 412
- △ 同 ..... 412
- △ 同 ..... 412
- △横浜国際港都建設公園事業に係る図書の縦覧 ..... 413
- △横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の縦覧 ..... 413
- △横浜国際港都建設道路事業の施行 ..... 413
- △ 同 ..... 414
- △ 同 ..... 414
- △横浜国際港都建設公園事業の施行 ..... 414
- △横浜国際港都建設公園事業の変更に係る事業の施行 ..... 415
- △建築協定の認可 ..... 415
- △建築許可申請に係る公聴会の開催 ..... 415
- △ 同 ..... 416
- △開発行為に関する工事の完了 ..... 416
- △ 同 ..... 416
- △ 同 ..... 416
- △建築基準法に基づく道路の位置の指定 ..... 417

### 【達】

- △横浜市環境事業局事務所等処務規程の一部改正 ..... 417
- △横浜市環境事業局工場処務規程の一部改正 ..... 417

### 【区公告】

- △自動車臨時運行許可番号標の失効（神奈川区） ..... 418

### 【水道局】

- △横浜市水道局配水管理所規程の一部改正 ..... 418

### 【人事委員会】

- △選考職（昇任）の指定の一部改正 ..... 419

### 【正誤】

- ..... 419

## 規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成5年3月15日

横浜市長 高 秀 秀 信

横浜市規則第11号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正

第2 大黒ふ頭Ⅱ期(その2)地区埋立地で処分する産業廃棄物

種 類	1 廃プラスチック類 2 ゴムくず 3 金属くず 4 ガラスくず及び陶磁器くず 5 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 6 その他特に市長が適当と認めたもの
形 状	1 PCBが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、廃プラスチック類及びゴムくずについてはおおむね最大径15センチメートル以下、その他の物についてはおおむね最大径30センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの
排 出 者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を大黒ふ頭Ⅱ期(その2)地区埋立地へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬 入 者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備 考	横浜市が行う産業廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

横浜市告示第60号

市道路線の認定

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、次の路線を市道に認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成5年3月15日

横浜市長 高 秀 秀 信

整理番号	路 線 名	起 終 点
1,307	環状2号線	鶴見区上末吉五丁目14番の19地先 磯子区森三丁目4番の586地先
1,308	環状4号線	瀬谷区橋戸二丁目4番の5地先 戸塚区原宿町219番の地先
166	高田町北部 第166号線	港北区下田町六丁目285番の31地先 同 区同 287番の7地先
167	高田町北部 第167号線	港北区下田町四丁目507番の2地先 同 区同 534番の1地先

366	笠 間 第 366 号 線	栄区笠間町16番の11地先 同区同 町 5番の17地先
434	光 明 寺 第 434 号 線	栄区上郷町 543番の 1地先 同区同 町 692番の 3地先
378	金 沢 文 庫 第 378 号 線	金沢区町屋町41番の 9地先 同 区同 町同番の16地先

横浜市告示第61号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止す

る。

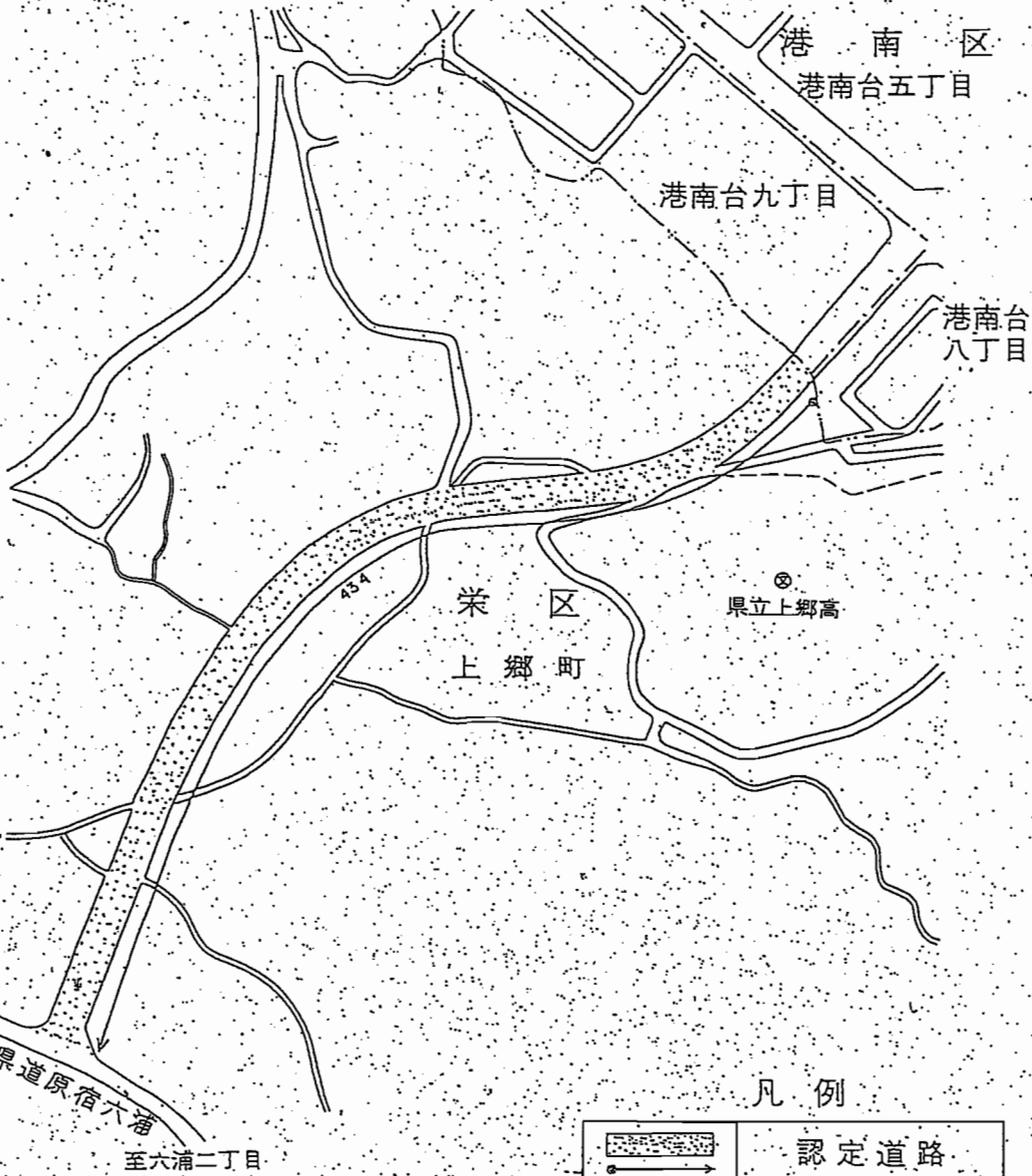
その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成5年3月15日

横浜市長 高 秀 秀 信

整理番号	路 線 名	起 終	点 点
22	市 ケ 尾 第 22 号 線	緑区市ケ尾町 1,820番の12地先 同区同 町 1,831番の 2地先	
23	市 ケ 尾 第 23 号 線	緑区市ケ尾町 1,820番の12地先	
64	市 ケ 尾 第 64 号 線	緑区市ケ尾町 1,835番の 2地先 同区同 町 1,820番の12地先	
327	市 ケ 尾 第 327 号 線	緑区市ケ尾町29番の22地先 同区同 町28番の 3地先	
328	市 ケ 尾 第 328 号 線	緑区市ケ尾町32番の10地先 同区同 町31番の21地先	
329	市 ケ 尾 第 329 号 線	緑区市ケ尾町34番の21地先 同区同 町33番の 2地先	
47	池 辺 第 47 号 線	緑区池辺町 1,439番地先 同区同 町 1,431番の 2地先	
126	池 辺 第 126 号 線	緑区池辺町 1,333番地先 同区同 町 1,247番地先	

市道路線認定位置図(参考図) 第40号



凡例

	認定道路
	在来道路
	区界
	町界

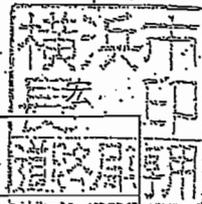
横浜市告示第 368 号

市道路線の名称変更

横浜市道保木第 1 号線外 59,490 路線の市道路線名を変更する。  
その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧  
に供する。

平成 18 年 8 月 15 日

横浜市長 中 田

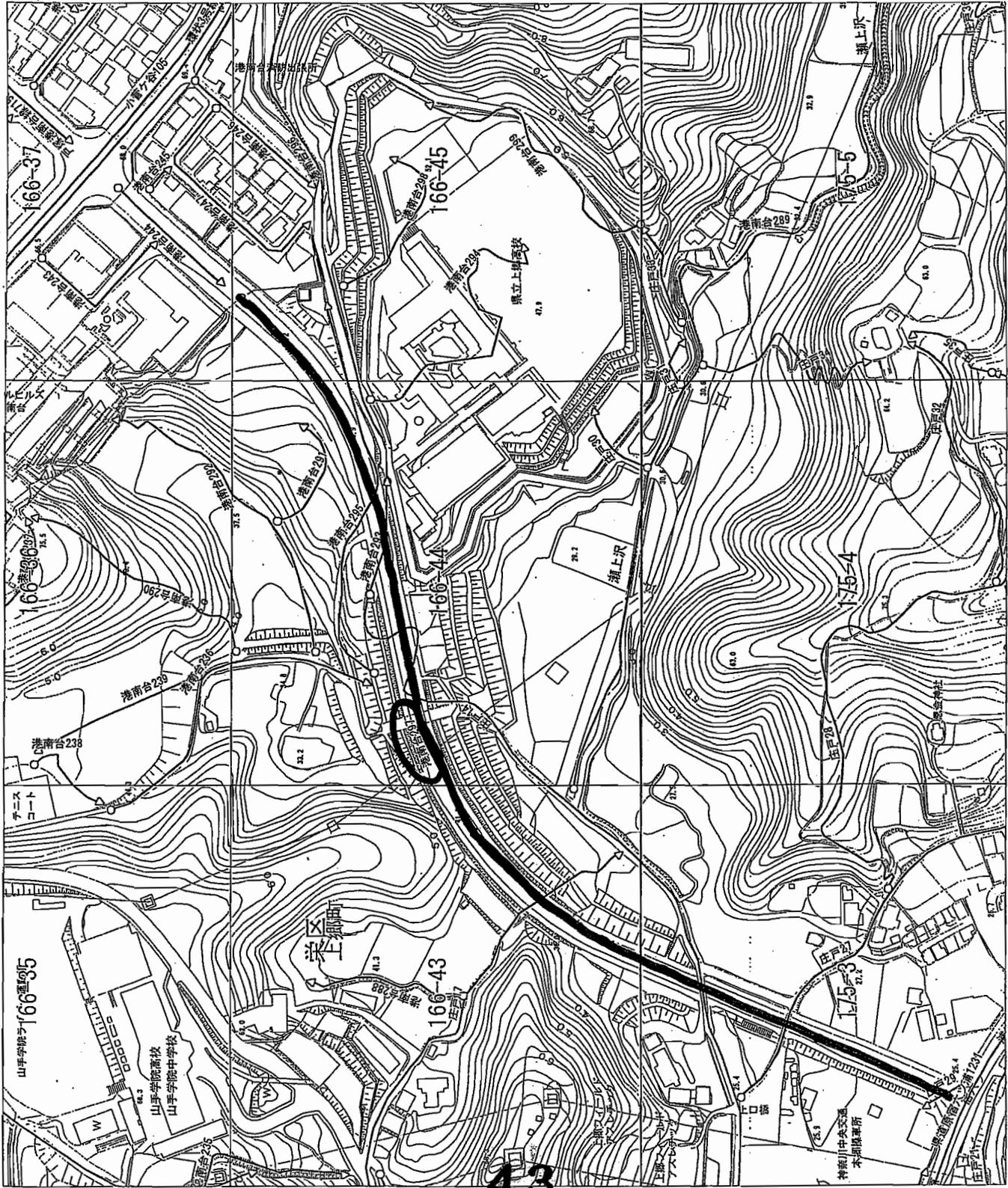


路 線 名			
新	旧	新	旧
美しが丘西 第 1 号線	保木 第 1 号線	美しが丘西 第 14 号線	保木 第 219 号線
美しが丘西 第 2 号線	保木 第 152 号線	美しが丘西 第 15 号線	保木 第 330 号線
美しが丘西 第 3 号線	保木 第 249 号線	美しが丘西 第 16 号線	保木 第 251 号線
美しが丘西 第 4 号線	保木 第 188 号線	美しが丘西 第 17 号線	保木 第 331 号線
美しが丘西 第 5 号線	保木 第 250 号線	美しが丘西 第 18 号線	保木 第 297 号線
美しが丘西 第 6 号線	保木 第 247 号線	美しが丘西 第 19 号線	保木 第 269 号線
美しが丘西 第 7 号線	保木 第 252 号線	美しが丘西 第 20 号線	保木 第 337 号線
美しが丘西 第 8 号線	保木 第 335 号線	美しが丘西 第 21 号線	保木 第 342 号線
美しが丘西 第 9 号線	保木 第 268 号線	美しが丘西 第 22 号線	保木 第 336 号線
美しが丘西 第 10 号線	保木 第 267 号線	美しが丘西 第 23 号線	保木 第 332 号線
美しが丘西 第 11 号線	保木 第 295 号線	美しが丘西 第 24 号線	保木 第 270 号線
美しが丘西 第 12 号線	保木 第 341 号線	美しが丘西 第 25 号線	保木 第 275 号線
美しが丘西 第 13 号線	保木 第 266 号線	美しが丘西 第 26 号線	保木 第 334 号線



港南台 第277号線	光明寺 第2号線	港南台 第296号線	光明寺 第107号線
港南台 第278号線	光明寺 第122号線	港南台 第297号線	光明寺 第434号線
港南台 第279号線	光明寺 第99号線	港南台 第298号線	光明寺 第52号線
港南台 第280号線	光明寺 第138号線	港南台 第299号線	光明寺 第51号線
港南台 第281号線	光明寺 第127号線	港南台 第300号線	光明寺 第113号線
港南台 第282号線	光明寺 第423号線	港南台 第301号線	円海山 第141号線
港南台 第283号線	光明寺 第3号線	港南台 第302号線	円海山 第155号線
港南台 第284号線	光明寺 第4号線	港南台 第303号線	円海山 第143号線
港南台 第285号線	光明寺 第5号線	港南台 第304号線	円海山 第157号線
港南台 第286号線	光明寺 第424号線	港南台 第305号線	円海山 第160号線
港南台 第287号線	光明寺 第102号線	洋光台 第1号線	洋光台 第159号線
港南台 第288号線	光明寺 第104号線	洋光台 第2号線	洋光台 第150号線
港南台 第289号線	光明寺 第116号線	洋光台 第3号線	洋光台 第96号線
港南台 第290号線	光明寺 第57号線	洋光台 第4号線	洋光台 第93号線
港南台 第291号線	光明寺 第55号線	洋光台 第5号線	洋光台 第160号線
港南台 第292号線	光明寺 第56号線	洋光台 第6号線	洋光台 第221号線
港南台 第293号線	光明寺 第53号線	洋光台 第7号線	洋光台 第216号線
港南台 第294号線	光明寺 第50号線	洋光台 第8号線	洋光台 第220号線
港南台 第295号線	光明寺 第54号線	洋光台 第9号線	洋光台 第189号線

認定路線図



S=1 : 2500

図面表示状況(メッシュは、新測地系です)

1
2

図面表示番号: 図面名称: (図面番号) 1D/MD

1: 港南台: (166): MD34-1

2: 庄戸: (175): MD34-3

標高図面にまたがった場合は、図面線の表線が表示されます。

認定路線図は、横浜市内の道路法上の道路(公道)のうち、国道指定区間や有料道路等横浜市の管理していない道路を除いたものを表示する図面です。

公道が私道かの別の確認や道路台帳図を閲覧する際の索引図としてご利用ください。

認定路線図は、測量図ではありませんので、必ずしも現況や道路区画と一致するものではありません。

図面境付近の路線や路線名が重なって表示された場合などについては、路線名等が、正に表示されていない場合があります。

(凡例)

路線名は名称変更告示(平成18年8月15日)後の新路線名です。

○... 路線の起点

△... 路線の終点

美しが丘100... 路線名(美しが丘第100号線)

路線番号

——— メッシュ名

この図面に記載されている市、区及び町界、境界及び地番については、公図を基に参照として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

横浜市道路局

印刷日: 平成22年6月14日

横浜市地籍図閲覧承認番号 平20まち部計第3180号



# 開発行為許可申請書

正 写

※手数料欄

都市計画法第29条の規定により、開発行為（~~開発行為の~~  
~~変更~~）の許可を申請します。

平成 4 年 7 月 27 日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

許可申請者 住所東京都港区南青山5丁目6番10  
松里株式会社

氏名 取締役社長 草薙 寛治

東京都渋谷区渋谷1丁目16番14号  
東急建設株式会社

電話 取締役社長 五 島 哲  
03 5466 5111

開 発 行 為 の 概 要	1. 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 栄区上郷町407番地
	2. 開発区域の面積	2579.31㎡ 平方メートル
	3. 予定建築物の用途	研究産業施設 教育文化施設 共同住宅 遊芸場
	4. 工事施行者住所氏名	住所 横浜市西区北幸2丁目10番36号 東急建設株式会社横浜支店 氏名 取締役 支店長 小宅 勉 (電話) 045-311-1401
	5. 設計者住所氏名	住所 横浜市中区尾上町3丁目28番地 氏名 出羽恒産(株)1級建築士事務所 成相 繁 (電話) 045-651-4821(代) (申告番号)ナ-15-058
	6. 工事着手予定年月日	平成 年 月 日 (許可の日から 日以内)
	7. 工事完了予定年月日	平成 年 月 日 (許可の日から ヶ月以内)
	8. 自己の居住または業務の用に供するものか否かの別	否 自己用
	9. 法第34条の該当号及び該当する理由	法34条の第1号に該当 (都市計画法施行令第16条第1項第1号に該当) 理由 ① 地域振興 ② 都市計画と緊急整備を要する地区 ③ 都市計画と市民の森保存整備を要する地区
	10. その他必要な事項	

※ 開発登録簿の番号

平成 年 月 日 申請者印

※ 許可に付けた条件

別紙条件のとおり

※ 許可年月日 番号

平成 年 月 日 第 45 開 号

※ 受付番号

横浜市 開発課  
平成 4.1.27 成  
小宅 指  
3開1507

宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を申請します。

平成 4. 1. 27 日

申請者住所 東京都港区南青山5丁目6番  
松里株式会社  
取締役社長 草薙寛治

横浜市 氏名 高秀秀信様

東京都渋谷区渋谷1丁目16番14号  
東急建設株式会社  
取締役社長 五島哲也  
電話 (03) 5466 5111

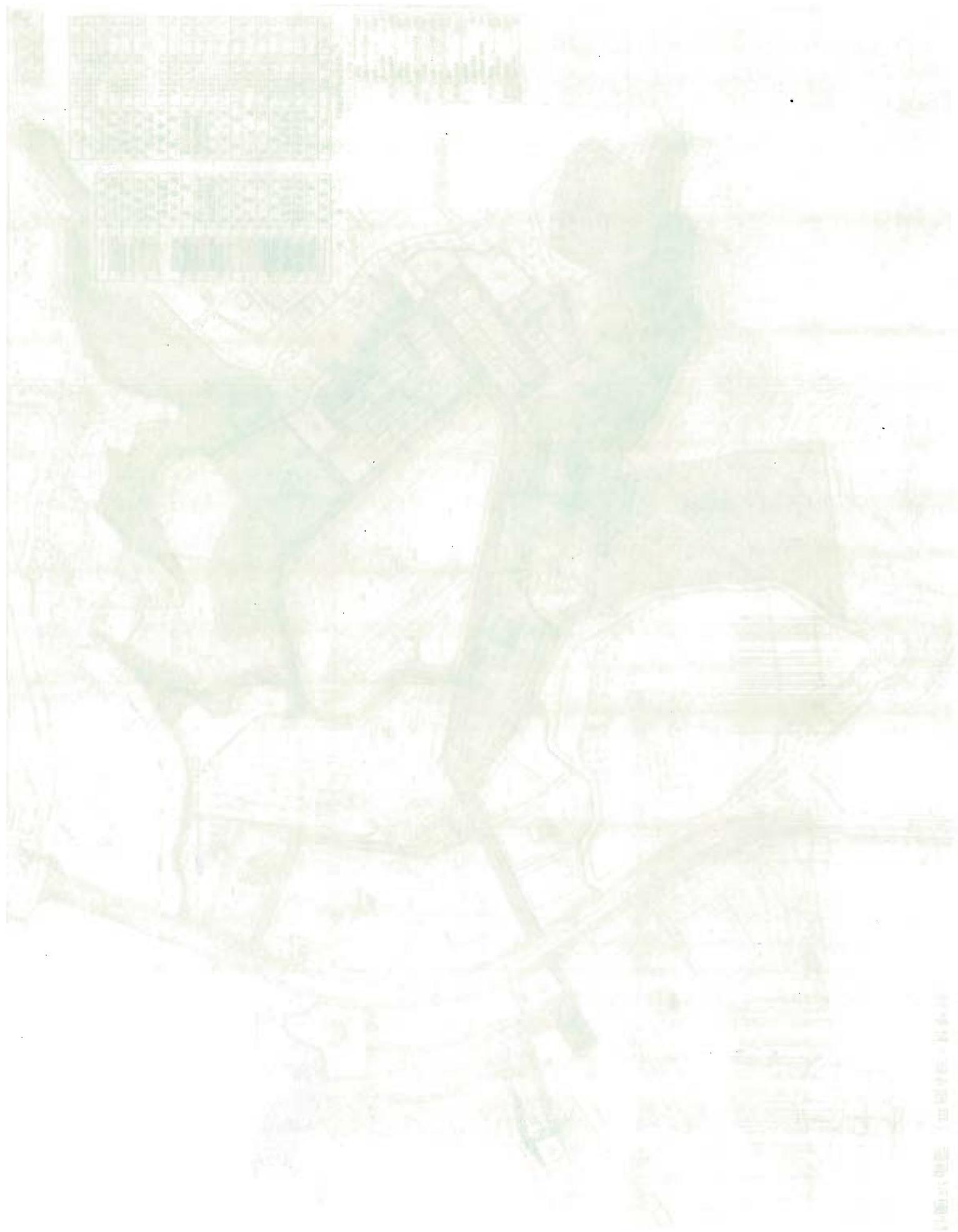
手数料欄

1. 造成主住所氏名				
2. 設計者住所氏名	横浜市中央区尾上町3丁目28番地 出羽恒産(株)1級建築士事務所 成相繁昌 電話 (045) 651-4821(特) 番号 ナ-B-058			
3. 工事施行者住所氏名	横浜市西区北幸2丁目10番36号 東急建設株式会社横浜支店 取締役支店長 小宅勉 電話 (045) 311 1401			
4. 宅地の所在及び地番	東区上郷町 409番地			
5. 宅地の面積	357931.70 平方メートル			
6. 工事概要	イ. 切土又は盛土をする土地の面積	244062.63 平方メートル		
	ロ. 切土又は盛土の土量	切土 1362964.63 m <sup>3</sup>	盛土 584646.12 m <sup>3</sup>	
	ハ. 擁壁	番号	構造	高さ 延長 メートル
	ニ. 排水施設	番号	種類	内のり寸法 延長 センチメートル
	ホ. けり面の保護の方法	張芝		
	ヘ. 工事中の危害防止のための措置	別紙防災計画図の通り		
7. その他必要な事項	ト. その他の措置			
	チ. 工事着手予定年月日	平成 年 月 日 (許可の日より 30日以内)		
	リ. 工事完了予定年月日	平成 年 月 日 (許可の日より 20ヶ月以内)		
ヌ. 工程の概要	別紙工程表の通り			

平成 年 月 日 申請者印	※ 決 裁 欄					※ 受付番号 平 4.1.27 成 宅指導係 3月
	建築局長	宅地指導部長	宅地第 課長	事務第 係長	課 員	
	46					
	※ 許可にあつ	別紙条件の	平成 年 月 日			
	※ 許可番号欄					

土地利用計画平面図 (平成4年1月受付)





東急建設株式会社 様

横浜市建築局長 地曳良夫



## 上郷猿田開発計画に対する開発の基本条件について

### 1 基本的な事項

- (1) 都市計画手続きについては、市街化区域に編入することを前提として、都市計画課と調整を行うこと。
- (2) 開発計画地の良好な土地利用を将来的に担保するため、地区計画制度（地区施設（道路、緑地、歩道状空地等）用途、高さ、壁面後退、最低敷地、形態意匠等）を導入すること。
- (3) 円海山から当該開発計画地まで連続する良好な樹林地を保存するため、都市計画道路東側の宅地を一部削除又は、縮小するよう配慮すること。又、水路の東側については、水路の自然環境に配慮した工夫をすること。

### 2 開発計画・手続きに関すること

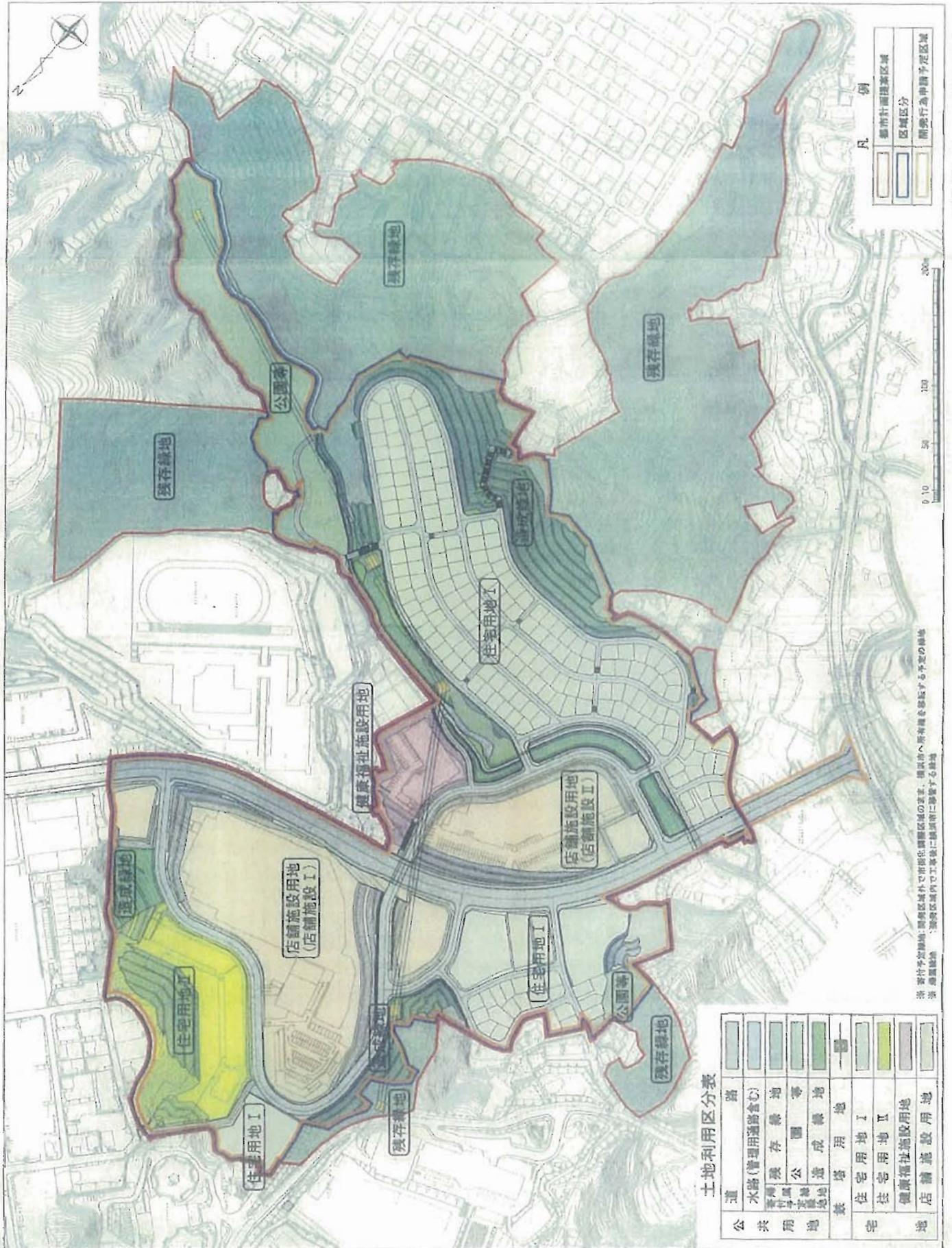
開発事業を進めるに際しては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 第1前 1504 号申請時の事前審査の諸条件を原則として遵守すること。なお、計画変更される部分や、法改正等により基準が変わったものについては、新たな協議を行うこと。
- (2) 平成4年1月27日付けにて提出された開発許可申請（3開第1507号）及び宅地造成の許可申請（3規第1507号）については、新たな開発許可及び宅地造成の許可申請時までに取り下げること。
- (3) 開発許可申請は、市街化区域、用途地域、高度地区、防火・準防火地域、地区計画の決定日と同時又は以後とすること。
- (4) 当該開発区域内の現存する円海山から連続する緑地については、緑地の保全に極力配慮すること。
- (5) 市へ帰属するすべての緑地は、樹林地となるような処置を講じること。
- (6) 樹林地部分について市へ帰属する場合で、崖地で危険と認められる場合は、緑地の寄付受納要綱に基づき、必要な防災措置を講じること。
- (7) 公園等は、開発区域面積の6%を確保し、その配置については、開発区域の市民が利用しやすいよう、開発区域内に適正に配置すること。

- (8) 都市計画道路舞岡上郷線を都市計画線に合わせ整備を行うこと。
- (9) 同都市計画道路等の整備に伴い道路の下法となる部分については、本市へ帰属すること。
- (10) 同都市計画道路等開発区域内の道路について、道路法関係各課及び交通管理者と協議すること。
- (11) 公益用地の提供について協議すること。
- (12) ほたるの生息に影響がないような措置を講じること。については専門家の意見等を踏まえ、必要な対応を講じること。
- (13) 開発計画の変更に伴い必要となる環境アセスメントの必要な手続きを行うこと。
- (14) 都市計画法に基づく開発許可、宅地造成等規制法に基づく宅地造成の許可を得ること。
- (15) 横浜市開発事業の調整等に関する条例が適用されるので、必要な手続きを行うこと。
- (16) その他、関係法令及び条例等を遵守すること。

### 3 その他

- (1) 開発にあたっては、高齢者に特化せず、若い世代にも配慮したまちづくりとすること。



土地利用区分表

公共用地	道	路
	水路(管理用通管倉庫)	
	公園	等
住宅用地I	住宅用地I	
住宅用地II	住宅用地II	
健康福祉施設用地	健康福祉施設用地	
店舗施設用地	店舗施設用地	

凡例

[Red outline]	都市計画提案区域
[Blue outline]	区域区分
[Yellow outline]	開発行為申請予定区域

※ 本計画が実施される区域は、都市計画区域内で、開発行為を要する区域の範囲を示す。また、本計画が実施される区域は、都市計画区域内で、開発行為を要する区域の範囲を示す。



平成20年度 市道港南台第297号線現橋等調査業務委託

概 要 版

2-9. 適用仕様書及び使用図書

- 本業務は、「市道港南台第297号線現橋等調査業務委託」特記仕様書、設計業務共通仕様書（平成9年4月 横浜市道路局）の他、下記の要領等によるものとする。
- ・横浜市土木工事共通仕様書（平成18年4月）
- ・設計業務要領（平成20年4月 横浜市道路局）
- ・土木工事施工要領（平成20年4月 横浜市道路局）
- ・道路構造物標準図集（平成18年4月 横浜市道路局）
- ・土木工事数量算出要領（案）（平成20年8月 国土交通省）
- ・道路橋示方書・同解説（平成14年3月 日本道路協会）
- ・道路土工 擁壁工指針（平成11年3月 日本道路協会）
- ・道路土工 仮設構造物工指針（平成11年3月 日本道路協会）
- ・橋梁定期点検要領（案）（平成16年3月 国土交通省道路局国道・防災課）
- ・その他、共通仕様書に示す諸基準

2-10. 成果品

- ・報告書（写真集を含む） 1冊（金文字黒表紙ビニ止製本）
- ・電子媒体（CD-R） 2部

第2章 変状調査結果及び構造物診断

§1. 構造物診断方針

構造物の診断は、損傷状況の把握、損傷程度の評価を行った上で、当該損傷を複数の部位、部材の組合せによる総合的な対策区分の判定を行うものであり、国土交通省の橋梁定期点検要領（案）（平成16年3月）に準じて損傷程度の評価、対策区分の判定を行った。

1-1. 損傷程度の評価

損傷の程度については、下記に基づいて要素毎、損傷種類毎に評価を行った。

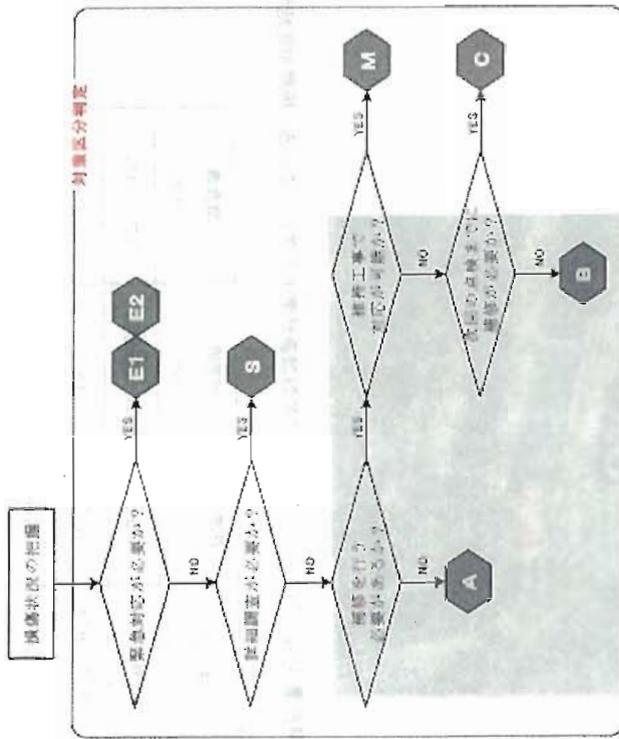
材料	番号	損傷の種類	材料	番号	損傷の種類
鋼	①	腐食	その他	⑭	路面の凹凸
	②	亀裂		⑮	舗装の異常
	③	ゆるみ・脱落		⑯	支承の機能障害
	④	破断		⑰	その他
	⑤	防食機能の劣化		⑱	定着部の異常
	⑥	ひびわれ		⑲	変色・劣化
コンクリート	⑦	剥離・鉄筋露出	共通	㉑	漏水・滲水
	⑧	漏水・遊離石灰		21	異常な音・振動
	⑨	抜け落ち		22	異常なたわみ
	⑩	コンクリート補強材の損傷		23	変形・欠損
	⑪	床版ひびわれ		24	土砂詰り
その他	⑫	うき	25	沈下・移動・傾斜	
	⑬	遊間の異常	26	洗掘	

当該仮設橋及び土留め壁の変状調査結果より損傷の種類は、下記項目が確認された。

- ①腐食、②漏水・遊離石灰、④路面の凹凸、⑤舗装の異常、⑥漏水・滲水、⑨舗装の異常、⑲変形・欠損、24土砂詰り、26洗掘の以上8種類であり、次頁に評価区分を示す。

1-2. 対策区分の判定

対策区分の判定は、部材の重要性や損傷の進行状況、環境の条件など様々な要因を総合的に評価し、構造上の部材区分毎に損傷状況に対する判断を行う。対策区分判定の基本的なフローを下記に示す。



判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。

§ 2. 損傷程度の評価及び対策区分の判定

2-1. 総合評価

変状調査は、下記日程で調査を実施した。両日とも天候が雨のち曇りであり、腐食原因が漏水による影響であることが特定できた。

・平成 21 年 1 月 22 日～平成 21 年 1 月 23 日（両日とも 2 班体制で実施）

(1) 仮設橋

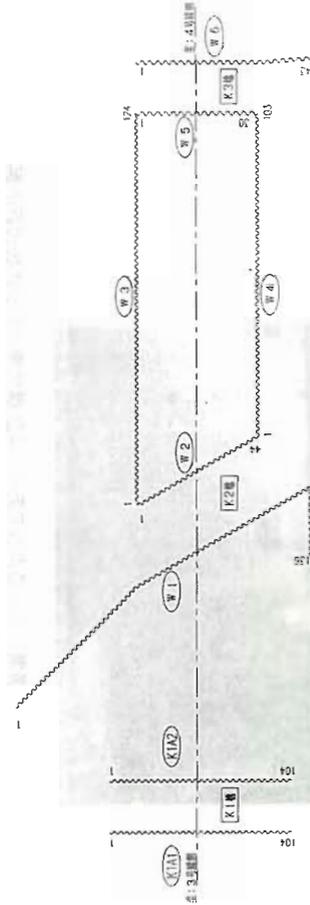
K1～K3 仮設橋は、各橋梁の橋台フーチング下面の地盤が盛土の圧密沈下、漏水による土砂流出等により基礎杭（H形鋼）が突出している。（次頁参照）橋台躯体は、上部構造からの荷重と背面盛土の土圧や地表載荷重等を支持し、それと橋台本体との重量を安全に基礎工に伝えるものであるが、突出杭基礎形式となり、露出部が地盤と抵抗しない。また、フーチングが梁部材となり、当初の構造形式と相違する。また、基礎は、躯体からの荷重を安全に地盤に伝える部分であり、当橋梁は基礎杭（H形鋼）が乾燥環境に直面するため腐食の進行が促進される。

上部工部材については、早急に補強等が必要な桁の亀裂、破断、座屈等は発見されなかったが、鋼床版の継目及び桁端部（伸縮装置付近）からの漏水が激しく、桁の腐食を促進させている。腐食損傷程度評価は、中間的な c 区分となる。

仮設橋全体としては、橋台フーチング下面の突出対策、漏水対策、腐食対策を講じる必要があるため対策区分 C となる。

(2) 土留め壁

土留め壁は、雨水の影響を受けやすい現地盤付近の腐食が多く、腐食面積も現地盤から 20cm 程度であった。損傷の激しいところの板厚測定を行ったが、腐食量も 1.6mm 以下であり、腐食損傷程度評価は、b 区分となる。変位についても大きな傾斜はなく、前回調査結果とほぼ同様な値であった。また、タイロッドについても打音検査により異常はなかった。土留め壁全体の対策区分は、対策区分 B となる。



2-2- K1仮設橋

部材	損傷評価	対策区分判定
主桁・横桁	腐食-c 霜水・滞水-e	
床版	腐食-b 霜水・滞水-e	
支承	腐食-c 土砂詰り-e	対策区分C
下部工	洗掘-c 下部工コンクリートなし	
橋面・その他	舗装の異常-e 地盤加圧プレート腐食-e	

主桁・横桁の腐食は、桁全体に広がっているため損傷程度評価はc区分となる。特にG4、G5、G6の腐食範囲は大きい。



腐食量は0.7～0.5mm程度で前回調査結果より進行している。板厚測定結果を下記に示す。

部位	基準値 mm	測定値 mm	腐食量 mm
G5桁U-Flg	16.0	15.3 (15.85)	0.7 (0.15)
G5桁L-Flg	16.0	15.5	0.5
G6桁U-Flg	16.0	15.4	0.6
G6桁L-Flg	16.0	15.4	0.6

( ) 内は前回調査時を示す

支承は、ソールプレート、アンカーボルトが腐食しているのが機能していない。



ソールプレート下面腐食

また、伸縮装置が損傷しているようであり、A2橋台側のS5床版付近の漏水、泥等が激しく、桁の腐食を促進させている。

橋台は、A1、A2橋台ともフォーミングのコンクリートが無くH鋼のみとなっている。また、A1橋台のフォーミング下面がG3～G5区間で突出し、所々に基礎杭も露出している。



橋面の舗装については、伸縮装置上面も舗装していることから、ひび割れが発生している。また、地震力加圧プレートが腐食している。



2-3. K2 仮設橋

部材	劣化評価	対策区分判定
主桁・横桁	腐食-c 霜水・滞水-e	対策区分C
	腐食-b 霜水・滞水-e	
支承	腐食-c 土砂詰り-e	
下部工	洗堀-c	
橋面・その他	舗装の凹凸-e 地盤加圧-プレート腐食-e 防護柵変形・欠損-e 排水ます土砂詰り-e	

主桁・横桁の腐食は、桁全体に広がっているため損傷程度評価はc区分となる。特にG6桁の腐食が一番大きい。



腐食量2.3～2.0mm程度で調査結果を下記に示す。

部位	基準値 mm	測定値 mm	腐食量 mm
G6桁 U-Flg	23.0	20.7	2.3
G6桁 L-Flg	23.0	21.0	2.0

桁端部の伸縮装置が損傷しているようであり、土砂詰り、漏水によりソールプレート、アンカーボルトが腐食しているので支承が機能していない。

床版は、ブランクシートの一部に腐食箇所がある。



A1橋台は、G2～G10区間のほぼ全面のワーキング下面が突出し、基礎杭も露出している。



橋面の舗装については、伸縮装置上面も舗装していることから、ひび割れが発生している。また、歩道部の橋台パラペットと橋面舗装の間に段差が生じている。

地盤カバースレートが腐食している。また、防護柵が車面の衝突により変形、排水ますに土砂が堆積している。



2-4. K3 仮設橋

部材	損傷評価	対策区分判定
主桁・横桁	腐食-c 漏水・滞水-e	<b>対策区分C</b>
床版	腐食-b 漏水・滞水-e	
支承	腐食-c 土砂詰り-e	
下部工	洗掘-c	
橋面・その他	舗装の異常-e 地盤がプレート腐食-e	

主桁・横桁の腐食は、桁全体に広がっているため損傷程度評価はc区分となる。



腐食量は1.7～0.3mm程度で前回調査結果より進行している。板厚測定結果を下記に示す。

部 位	基準値 mm	測定値 mm	腐食量 mm
G1 桁 Web	100	8.9	1.1
G1 桁 L-Flg	160	14.3	1.7
G6 桁 U-Flg	160	14.4	1.6
G8 桁 U-Flg	160	14.4 (16.3)	1.6 (<0.3)
G8 桁 Web	100	8.9	1.1
G8 桁 L-Flg	160	14.3	1.7

( ) 内は前回調査時を示す

部 位	基準値 mm	測定値 mm	腐食量 mm
G9 桁 L-Flg	160	14.5	1.5
G10 桁 U-Flg	160	14.3 (15.9)	1.7 (0.1)
G10 桁 L-Flg	160	14.3	1.7
F15 桁 U-Flg	130	12.0 (12.1)	1.0 (0.9)
F16 桁 U-Flg	130	12.6 (12.5)	0.4 (0.5)
F17 桁 U-Flg	130	12.7 (12.0)	0.3 (1.0)

( ) 内は前回調査時を示す

桁端部の伸縮装置が損傷しているようであり、土砂詰り、漏水によりソールプレート、アンカーボルトが腐食しているので支承が機能していない。



A1橋台はG7～G11 区間、A2橋台はG1付近のワーキング下面が突出し、基礎杭も露出している。



---

# 橋梁定期点検要領（案）

平成16年3月

国土交通省 国道・防災課

## 6. 対策区分の判定

### 6. 1 判定区分

定期点検では、橋梁の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、付録-2「対策区分判定要領」を参考にしながら、表-6. 1. 1の判定区分による判定を行うこととする。

A以外の判定区分については、損傷の状況、損傷の原因、損傷の進行可能性、当該判定区分とした理由など、定期点検後の維持管理に必要な所見を記録するものとする。

加えて、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなど、橋梁全体としての状態についての所見も記録するものとする。

表-6. 1. 1 対策区分の判定区分

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
<u>C</u>	<u>速やかに補修等を行う必要がある。</u>
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。

#### 【解説】

(1) 定期点検では、当該橋梁の各損傷に対して補修等や緊急対応、維持工事対応、詳細調査などの何らかの対策の必要性について、定期点検で得られる情報の範囲で概略判定するものとし、橋梁検査員は点検結果から損傷原因の推定に努め補修等の範囲や工法の検討などが行えるよう必要な所見を記録する。加えて、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなど、橋梁全体としての状態についての所見も記録するものとする。

対策区分の判定の評価単位は、「構造上の部材区分あるいは部位」毎に、次に示すとおりである。

- ・「主桁」、「横桁」、「縦桁」、「主構トラスの上・下弦材」、「アーチのアーチリブ、補剛桁」、「ラーメンの主構（桁・脚）」、「斜張橋の塔柱」は、径間毎の桁等各1本単位（付録-3「定期点検結果の記入要領」に記載の部材番号を付す単位である。）
- ・「橋台」等は、下部構造一基単位
- ・「床版」、「対傾構」等、上記以外のものは、径間単位

また、Aを除く判定区分については、しかるべき対策がとられた場合には、速やかに

表-6. 1. 1によって再判定を行い、その結果を記録に残すものとする。例えば、定期点検でMの判定区分としていた排水施設の土砂詰まりを維持工事で除去したためAの判定区分に変更、定期点検でSの判定区分としていた損傷を詳細調査の結果を踏まえてBの判定区分に再判定、定期点検でCの判定区分としていたひびわれを補修したためにAの判定区分に変更などである。

(2) 本要領(案)で定めた対策区分の判定の基本的な考え方は次のとおりである。

① 判定区分Aとは、少なくとも定期点検で知りうる範囲では、損傷が認められないか損傷が軽微で補修の必要がない状態をいう。

② 判定区分Bとは、損傷があり補修の必要があるが、損傷の原因、規模が明確であり、直ちに補修するほどの緊急性はなく、放置しても少なくとも次回の定期点検まで(=5年程度以内)に構造物の安全性が著しく損なわれることはない判断できる状態をいう。

例えば、伸縮装置や排水施設等からの漏水や支承付近に滞水がある場合がこれに該当する。

③ 判定区分Cとは、損傷が相当程度進行し、当該部位、部材の機能や安全率の低下が著しく、少なくとも次回の定期点検まで(=5年程度以内)には補修等される必要があると判断できる状態をいう。

例えば、コンクリート部材に生じたひびわれのうち限定的な鉄筋破断を伴う損傷がこれに該当する。

④ 判定区分E1とは、橋梁構造の安全性が著しく損なわれており、緊急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。

例えば、亀裂が鉸桁形式の主桁腹板や鋼製橋脚の横梁の腹板に達しており亀裂の急激な進展の危険性がある場合、桁の異常な移動により落橋の恐れがある場合がこれに該当する。

判定区分E2とは、自動車、歩行者の交通障害や第三者等への被害の恐れが懸念され、緊急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。

例えば、遊間が異常に広がっており二輪車の転倒が懸念される場合やコンクリート塊が落下し、路下の通行人、通行車両に被害を与える恐れが高い場合がこれに該当する。

なお、一つの損傷でE1、E2両者の理由から緊急対応が必要と判断される場合は、E1に区分する。

⑤ 判定区分Mとは、損傷があり、当該部位、部材の機能を良好な状態に保つために日常の維持工事で早急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。

例えば、支承や排水施設に土砂詰りがある場合がこれに該当する。

⑥ 判定区分Sとは、損傷があり、補修等の必要性の判定を行うにあたって原因の特定など詳細な調査が必要と判断できる状態をいう。

例えば、コンクリート表面に亀甲状のひび割れが生じていてアルカリ骨材反応の疑いがある場合がこれに該当する。

なお、本区分には、詳細調査を経ないで追跡調査が必要と判断できる場合も含める

---

18  
24

18  
24  
30  
36  
42  
48

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

## 『舞岡上郷線検討委員会』を設置します

～第1回委員会は6月29日（火）に開催します～

舞岡上郷線（かみごうちく上郷地区）は、周辺に（仮称）上郷開発計画があったことから暫定2車線で平成2年8月から一般交通の用に供し、20年余りが経過しています。暫定で整備した仮設橋梁等は経年劣化が進行しており、市民からも早期に対策を講じるよう強く要望されています。本市では平成20年度に実施した橋梁等の健全度調査結果を受け、補強・補修工事を実施する予定ですが、これまでの経緯を整理し安全性の確保に万全を期すため、各方面の有識者からなる検討委員会を開催し、今後の整備の考え方等について提言をいただきます。

### 1 委員の構成

検討委員会は、法律、都市計画、構造等の分野の有識者4名の委員で構成されています。

氏名(50音順)	所属等
かつち ひろし 勝地 弘	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
きしい たかゆき 岸井 隆幸	日本大学理工学部 教授
やました ひかる 山下 光	弁護士
よしだ ようこ 吉田 洋子	吉田洋子まちづくり計画室

### 2 検討内容

- (1) 構造物等の点検調査結果の検証
- (2) 構造物等の補修・補強工法
- (3) 構造物等の維持管理上の留意事項
- (4) 今後の整備の考え方
- (5) その他

### 3 スケジュール

- 平成22年6月29日（火）第1回：現状の報告と課題の抽出、課題に対しての方向性  
 8月予定 第2回：課題への対応策、短期的な対策の検討  
 9月予定 第3回：短期的な対策とりまとめ、長期的な対策の方向性の検討  
 12月予定 第4回：全体とりまとめと報告書の作成

### 4 第1回検討委員会開催

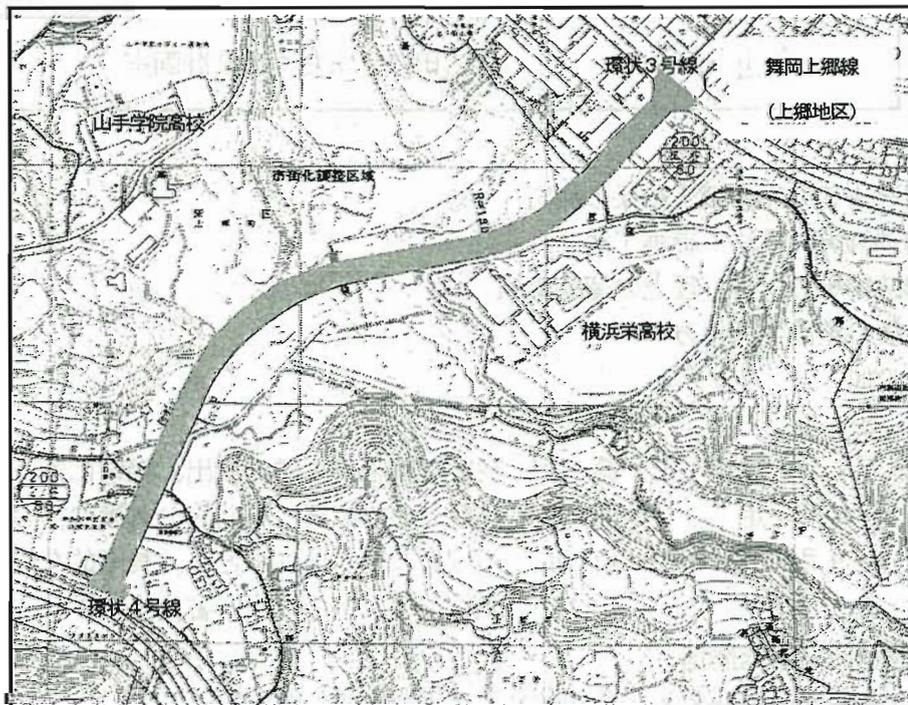
- (1) 日 時： 平成22年6月29日（火）14時～16時
- (2) 開催場所： 横浜文化体育館 平沼記念レストハウス第2号室  
 所在地： 横浜市中区不老町2丁目7番地  
 アクセス： JR京浜東北線・根岸線 関内駅南口より徒歩4～5分  
 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅より徒歩4～5分

裏面あり

- (3) 会議の公開  
会議は公開で行います。
- (4) 傍聴者の定員及び傍聴手続き  
ア 会場の都合により、定員は5名とします。  
イ 委員会の傍聴を希望される方は、事前にEメール、はがき、FAXにて、平成22年6月23日(水)(必着)までに事務局へ氏名、連絡先をお知らせください。  
ウ 傍聴者が定員を超えたときは、傍聴希望者名簿の中から抽選を行い傍聴者を決定します。なお、抽選に当選された方には、開催日までに連絡いたします。  
エ 会場には記者席をご用意します。なお、撮影については会議の冒頭までとします。  
オ 当日は、委員会開始5分前までに会場受付までお越しください。
- (5) その他  
会議録要旨については、後日、横浜市道路局のホームページに掲載します。
- (6) 事務局連絡先  
横浜市道路局建設課 担当 渡邊 松田  
住所 横浜市中区港町2-6 (横浜関内ビル 5階)  
電話 045-671-2751  
FAX 045-651-3269  
E-mail [do-kensetu@city.yokohama.jp](mailto:do-kensetu@city.yokohama.jp)

【参考】 舞岡上郷線(上郷地区)

- 区間：港南区港南八丁目から栄区上郷町 計画延長=約830m 標準幅員=22m  
一部暫定2車線 幅員=16.8m 両側歩道



# 平成21年度

## 都市計画道路舞岡上郷線 既設橋梁等対策検討業務委託

### 概要書 (抜粋)

平成22年3月

横浜市 道路局 建設部 建設課  
株式会社 福山コンサルタント

### 目次

第1章	1
第2章	2
第3章	3
第4章	13
第5章	13

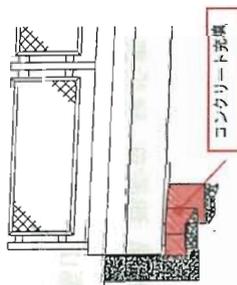
### 3-3. 短期的対策工法の検討

短中期の措置は、過年度成果で提案された対策工に対し、後に実施される長期的な対策工を見据え効果的な対策工を検討・整理したものである。

#### (1) 仮構：K1、K2、K3

##### ① 橋台フーチング下面突出の補修対策

橋台前面の変形は、橋台背面からの雨水の流入や、常時における活荷重等の繰返し載荷により、橋台フーチング下面付近の土砂が流出したものと考えられる。基礎前面の地盤抵抗の低下は好ましくないことから、基礎全体の安定性確保のため、補修を実施するが、補修は、施工性に配慮し、橋台底面にはモルタルの充填とするが、橋台前面および橋底面へはコンクリートの充填を基本とする。



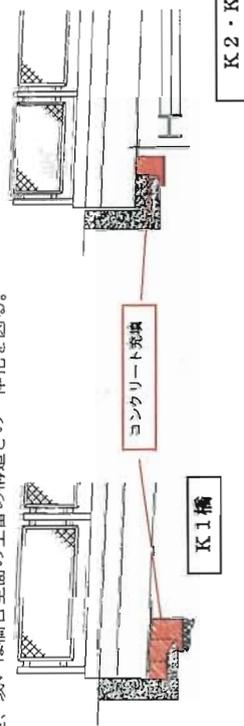
##### ② 主桁・横桁の腐食補修対策

漏水の影響により主桁、横桁に鋼材の腐食が進行している。現時点において、構造的な問題にまでは至っていないが、雨水の浸入防止、腐食防止措置が必要である。  
短中期的な鋼材の健全性確保のため、過年度成果に準じ、腐食部分の塗装工を実施するものとする。



##### ③ 橋梁支承の構築対策

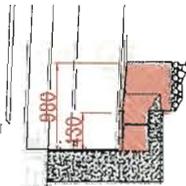
過年度の点検結果から、腐食の進行が確認できるが、現時点に構造的な問題はないものと判断されている。しかしながら、今後数年放置することで腐食が進めば、現在の構造健全性が損なわれる恐れがある。また、仮設構造であることを踏まえ、特に地震に対する補強が必要状態といえる。  
補強方法としては、橋座面に露出したH鋼材周辺をコンクリートで充填することで、現在の支承部と橋台、基礎、或いは橋台全面の土留め構造との一体化を図る。



##### ④ 橋梁の落橋防止対策

現況の仮橋構造は、落橋（桁の落下）を防止するための桁かかり長を確保し、落橋に至るような大きな地震力に対応できる構造へ補強する必要がある。  
以降では、現況の仮橋構造に対し、十分な桁かかり長を確保したうえで、落橋相当の地震力に対しても抵抗しうるよう、既存構造の補強を計画する。

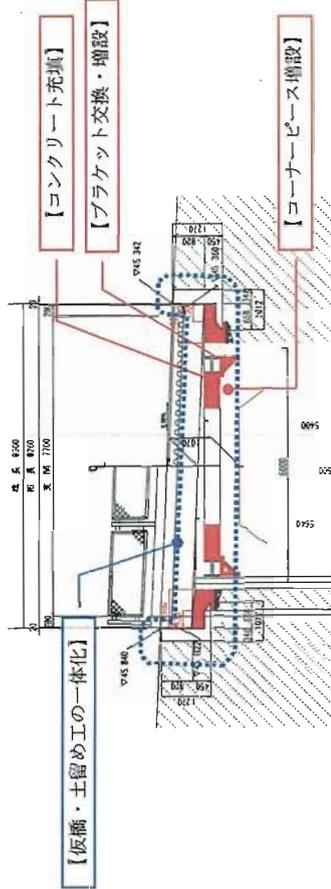
- i) 桁かかり長の確保  
桁かかり長は、前述した橋台前面に対するコンクリートの充填により確保する



#### ii) 既存構造の補強

仮橋の前面には土留め構造が設置されている。落橋の際には桁がこの土留め構造に衝突した後、土留め構造の破壊を伴って落橋に至ることとなる。落橋の際には、土留め構造に大きな鉛直荷重が作用する。既存構造の補強は、この土留めに対する鉛直荷重に対して抵抗できるように計画するものとする。下記(ア)～(エ)を実施する。

- (ア) 腹越し部材と土留壁を溶接して拘束
- (イ) 腹越し部材を支えるブラケット材を交換・増設。
- (ウ) 切梁部材と腹越し部材の接合部にコーナーピースを増設。
- (エ) 上記により、土留工、仮橋全体を一体化することで、耐震性能が向上する。



#### ⑤ 橋面伸縮目地の設置

現況は、桁の伸縮移動には必要十分な伸縮目地（遊間）が設けられているため、この点に関して、既設橋の問題はない。しかしながら、本橋は、伸縮目地付近（橋台背面）において舗装のひび割れが発生しこの影響により本線の走行性が低下するばかりでなく、橋梁桁下への雨水浸入も著しく、鋼材を腐食させる要因となっている。

短期的対策では、この伸縮目地付近の舗装のひび割れ防止、雨水浸入を防止するため、伸縮設置目地を設ける。

#### ⑥ 橋面防水補修対策

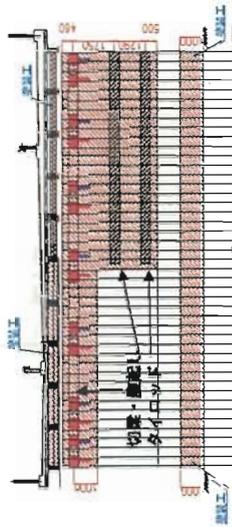
デッキプレートの腐食進行が確認されている。現時点での構造的な問題は小さいが、更なる雨水の浸入は構造的な損傷を招きやすくなる問題があるため、床版上面に、防水工を施し、床版の劣化防止対策とする必要がある。したがって、橋面防水工（塗布系）を実施する。

#### (2) K2～K3 土留工

##### ① 土留壁腐食補修対策

土留壁がやや進行した部材が存在する。現時点に鋼材のほらみ出しなどの変形も確認でき、更なる鋼材の腐食は構造的な問題と成りかねない。仮橋と同様に、塗装工を実施するものとする。

塗装工の実施にあたっては、荷重が集中するなど、構造的に問題と成りやすい部位・部材の補修と腐食防止を重点的に行う。



### 3-4. 長期的対策工法の検討

#### (1) K1 橋梁の検討

- 1) 現状  
幅員は暫定の 16.8m で、内空高は仮設切梁下面から約 4.6m である。  
杭基礎は、H 鋼杭であり、前面の土留め工によって杭周りの地盤抵抗が保全されている。  
(H 鋼杭は、道路橋として示方書に定義されていない。  
現状の最大腐食は桁端部で 0.7mm であり、中間部は比較的良好である。但し、B 活荷重の耐力を満足していないため、今後の腐食進行により更なる耐力低下が想定される。
- 2) 補強方針  
現状を踏まえ、以下の補強検討方針を設定した。  
・上部工は、B 活荷重の耐力を満足しないため桁補強が必要である。  
・基礎工は、前面に矢板による土留め工により、杭周りの地盤抵抗が保全されている。矢板の耐力は確保されているが、今後の腐食等を考慮すれば、土留め工に頼らない基礎構造とすることが望ましい。但し、水管橋が近接しており、矢板は撤去しないほうが望ましい。  
・矢板は腐食レベルが低いため、補強して転用することは可能と考える。  
・床版はデッキプレート形式である。今後のプレート等の腐食が懸念されるため、床版の更新が望まれる。

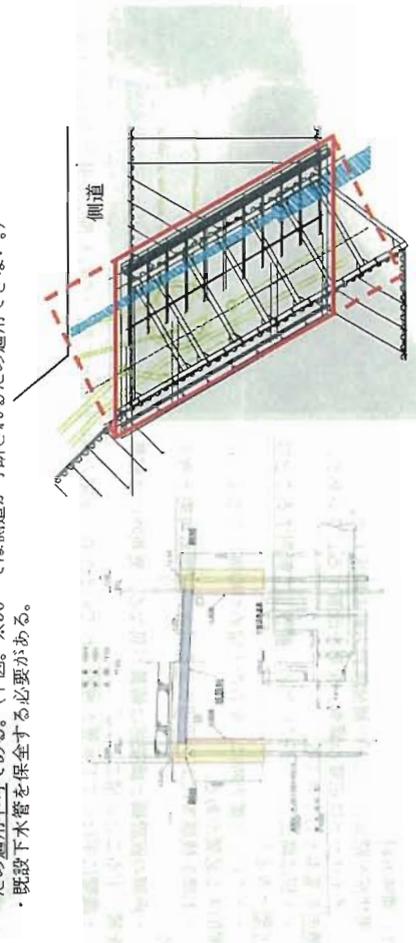
#### 3) 補強工法の立案

- ① 場所打ちカルバート案 (固築案)  
現状の空間を利用した場所打ちカルバート案。  
既存の仮設上部工、下部工は撤去。矢板、基礎杭は存置。
- ② プレキャストカルバート案 (固築案)  
現状の空間を利用したプレキャストカルバート案。  
既存の仮設上部工、下部工は撤去。矢板、基礎杭は存置。
- ③ インテグラルアバット橋案 (現橋補強案)  
現状を利用したインテグラルアバット形式案。  
既設は下部工のみ撤去
- ④ 交差道路陸止案 (交差道路埋め戻し案)  
交差道路を埋め戻し、仮橋を撤去する案。  
既存の仮設上部工、下部工は撤去。矢板、基礎杭は存置。



#### (2) K2 橋梁の検討

- 1) 現状  
幅員は暫定の 16.8m で、内空高は仮設切梁下面から約 4.6m である。  
杭基礎は、H 鋼杭であり、前面の土留め工によって杭周りの地盤抵抗が保全されている。  
H 鋼杭は、道路橋として示方書に定義されていない。  
現状の最大腐食は桁端部で 2.3mm であり、中間部は比較的良好である。但し、B 活荷重の耐力を満足していないため、今後の腐食進行により更なる耐力低下が想定される。
- 2) 補強方針  
現状を踏まえ、以下の補強検討方針を設定した。  
・上部工は、B 活荷重の耐力を満足しないため桁補強が必要である。  
・基礎工は、前面に矢板による土留め工により、杭周りの地盤抵抗が保全されている。矢板の耐力は確保されているが、今後の腐食等を考慮すれば、土留め工に頼らない基礎構造とすることが望ましい。但し、汚水管と水路が近接しており、矢板は撤去しないほうが望ましい。  
・矢板は腐食レベルが低いため、補強して転用することは可能と考える。  
・地下埋設物があり、BOX 形式は不可と考える。  
・床版はデッキプレート形式である。今後のプレート等の腐食が懸念されるため、床版の更新が望まれる。  
・既設桁と堅壁を剛結させたインテグラルアバット形式は、斜角が 60° と小さいため、桁にねじれが生じるため適用不可である。(下図。※90° では側道が寸断されるため適用できない)  
・既設下水管を保全する必要がある。



#### 3) 補強工法の立案

- ① 軽量盛土+補強案 (現橋補強案)  
上部工は B 活荷重に対応した補強を行う。下部工は既設 H 鋼を利用し壁を構築。基礎への負担を軽減するため軽量盛土を施工。
- ② 橋台施工+上部工補強案 (部分現橋補強案)  
上部工は B 活荷重に対応した補強を行う。下部工は全更新。基礎工は上部工を利用するため上部工以外の箇所から施工する場所打ち杭とした。
- ③ 全架替え案 (橋梁案)  
全更新案。上部工は A 型桁、下部工は逆 T 式橋台と PHC 杭とした。

(3) K3 橋梁の検討

1) 現況構造

幅員は暫定の16.8mで、内空高は仮設切梁下面から約3.0mである。  
 杭基礎は、H鋼杭であり、前面の土留め工によって杭周りの地盤抵抗が保全されている。  
 H鋼杭は、道路橋として示方書に定議されていない。  
 現況の最大腐食は桁端部で1.7mmであり、中間部は比較的良好である。但し、B活荷重の耐力を満足していないため、今後の腐食進行により更なる耐力低下が想定される。

2) 補強方針

- ・現況を踏まえ、以下の補強検討方針を設定した。  
 ・上部工は、B活荷重の耐力を満足していないため桁補強は必要である。
- ・基礎工は、前面に矢板による土留め工により、杭周りの地盤抵抗が保全されている。矢板の耐力は確保されているが、今後の腐食等を考慮すれば、土留め工に頼らない基礎構造とすることが望ましい。
- ・矢板は腐食レベルが低いため、補強して転用することとは可能と考える。
- ・ボックスの施工は可能と考えられるが、現況内空断面が小さいため、極力空間の確保を行うことが望ましい。
- ・床版はデッキプレート形式である。今後のプレート等の腐食が懸念されるため、床版の更新が望まれる。
- ・既設下水管を保全する必要がある。



3) 補強工法の立案

- ①場所打ちカルバート案 (固築案)  
 現況の空間を利用した場所打ちボックスカルバート案。上部工、下部工は撤去。矢板、杭基礎は存置。
- ②プレキャストカルバート案 (固築案)  
 現況の空間を利用したプレキャストカルバート案。上部工、下部工は撤去。矢板は部分撤去。杭基礎は存置。
- ③円形カルバート案 (固築案)  
 円形カルバートへの梁替え案。上部工、下部工は撤去。矢板、杭基礎は部分撤去。
- ④擁壁案 (現況補強案)  
 全現橋を利用したインテンテラグラアルバート形式案。既設は下部工のみ撤去。



(4) K2~K3 タイロッド式土留め工の検討

1) 現況

幅員は暫定の15mで、土留めの高さは5.9~4.2mである。タイロッドは2段。  
 現況の最大腐食は1.6mm(現地盤付近の矢板)であり、応力の余裕を考慮すれば、今後の腐食進行にもある程度耐力を確保出来るものと考えられる。タイロッド定着部は、腐食、横梁の変形が見られ、高節的な耐力低下の懸念も見られる。

2) 補強方針

- ・現況を踏まえ、以下の補強検討方針を設定した。  
 ・タイロッドは定着の腐食、変形を改善する必要がある。  
 撤去を基本として考える。
- ・矢板は腐食レベルが低いため、補強して転用することは可能と考える。
- ・タイロッド撤去時は、左右の土留めが均等になるように掘削する必要がある。
- ・本線を検橋等により迂回させる場合、借地も可能と考える。
- ・両側の仮設橋と擁壁部は幅員が異なる。更新時には幅員を統一することが望ましい。
- ・擁壁に平行して下水管が埋設されているため、支障の無い計画とする。(やむを得ない場合は移設も可能と考える)



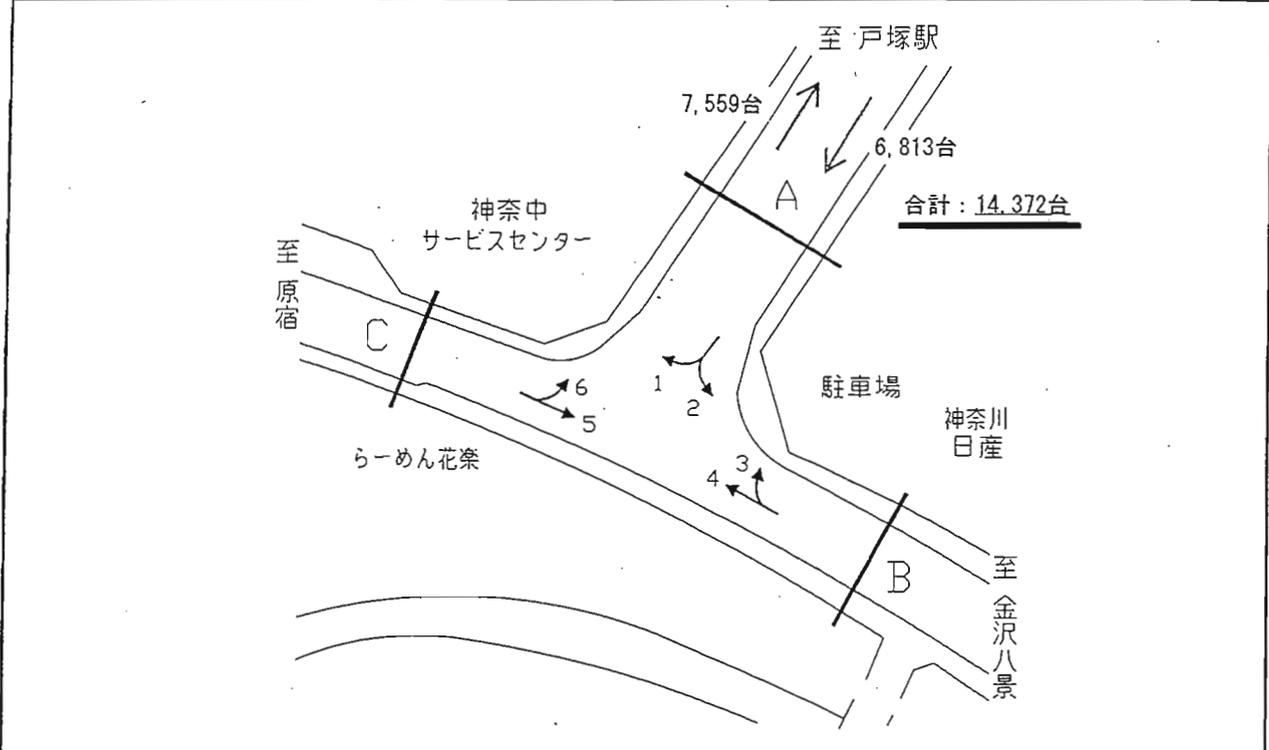
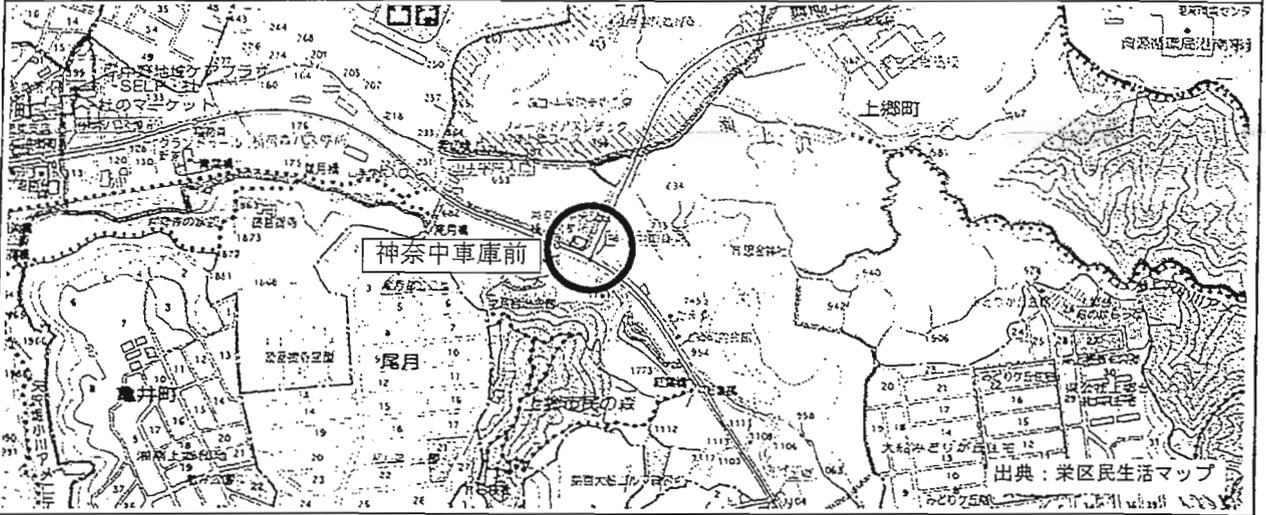
3) 補強工法の立案

- ①部分軽量盛土案 (現況補強案)  
 現況の矢板工を補強した案。タイロッドは撤去し、軽量盛土にて土圧低減を図る。
- ②PC一体案 (架替え案)  
 現況の土留工は全て撤去し、自立可能なPC壁体とした案。
- ③補強土壁案 (架替え案)  
 現況の土留工は全て撤去し、補強土壁に更新した案。
- ④擁壁案 (架替え案)  
 現況の土留工は全て撤去し、I型擁壁に更新した案。



平成20年度交差点交通量調査報告書

交差点名	神奈中車庫前 [K4-18]	調査年月日	平成20年11月18日(火)	天候	晴れ	備考	
所在地	栄区上郷町	調査時間帯	7:00~19:00(12時間合計)				



方向別交通量集計表

断面	方向	交通量								断面	方向	交通量							
		二輪車	乗用車	バス	小型貨物車	大型貨物車	大型計	小型計	合計			二輪車	乗用車	バス	小型貨物車	大型貨物車	大型計	小型計	合計
A	1	175	1,281	62	359	213	275	1,640	1,915	C	5	307	2,050	262	637	369	631	2,687	3,318
	2	486	3,610	66	935	287	353	4,545	4,898		6	268	1,870	62	522	321	383	2,392	2,775
	計	661	4,891	128	1,294	500	628	6,185	6,813		計	575	3,920	324	1,159	690	1,014	5,079	6,093
B	3	576	3,584	73	839	288	361	4,423	4,784										
	4	390	2,048	233	598	357	590	2,646	3,236										
	計	966	5,632	306	1,437	645	951	7,069	8,020										



# 道路構造令の解説と運用

平成13年2月

編者 日本道路協会

## 道路構造令

改正  
〔昭和45年10月29日 政令第320号〕  
昭和46年3月31日 政令第90号  
昭和46年7月22日 政令第252号  
昭和51年3月31日 政令第61号  
昭和57年9月25日 政令第256号  
昭和61年3月31日 政令第64号  
平成5年11月25日 政令第375号  
平成12年6月7日 政令第312号  
平成13年4月25日 政令第170号  
平成15年7月24日 政令第321号

内閣は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第1項及び第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

### （この政令の趣旨）

第1条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。

### 1-2-1-1 道路構造令の目的

道路の構造の原則は、道路法第29条で、「当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものとする」と安全かつ円滑な交通を確保することができなければならない。と規定されている。したがって道路の構造は、その道路の機能と自然的・外部的諸条件に応じて具体的に決定する必要がある。道路構造令は、この具体的な決定にあたって遵守しなければならない道路構造に関する一般的技術的基準を定めたものである。

道路構造令で規定している道路の構造とは、主として、道路の幅員、建築限界、線形、視距、交差または接続等の構造であり、道路構造の最も重要な要素を包含するものである。

道路の構造は、道路の最も重要な要素の一つであって、道路法第30条では、道路構造の技術的基準については政令で定めるよう規定しており、道路構造令はこの趣旨に沿って制定された政令である。このように道路構造に関する技術的基準を政令で定める理由は、

- i) 道路は、元来道路網の一部を形成し、相互に連絡してはじめてその機能を全うしうるものであるから、道路の構造については全国的な統一を図る必要があること
- ii) 道路構造は交通との関係が密接であり、特に車両の規格との間の調整を図る必要があること
- iii) 道路は、土地収用法を適用することが可能であり、また、道路の損壊等には罰則が適用されるなどの国民の権利利益を制約することがあるため、構造面からも道路の範囲を明確にしておく必要があること

などである。

### 1-2-2 道路構造令の適用範囲

道路構造令は、道路を新設し、または改築する場合に適用される。したがって新設または改築以外の工事、例えば修繕または災害復旧工事等の場合には、道路構造令の規定によらない工事を行うことは差し支えなく、また、道路構造令の規定に適合していない道路をそのまま存置することも道路構造令の規定には抵触しない。しかし道路構造令は、道路管理者の計画とは別に、他の工事により受動的に道路工事を行う場合および道路管理者以外の者が道路工事を行う場合には適用される。他の工事によって生じた道路工事とは、例えば、上級道路の工事によって生じた下級道路の工事あるいは、鉄道、河川、ダム等の工事によって生じた道

路工事等であるが、このような場合には、原因のいかんにかかわらず道路の改築工事に該当し、したがって、改良する道路の構造は道路構造令に適合したものでなければならぬ。ただし、これらについては、附帯工事等の特例についての規定も設けられており、費用負担の問題と併せて、それぞれのケースごとに検討する必要がある。

また、道路工事は通常、一路線の道路を数個の区間に分割して行われ、一区間についての工事は、当該道路全体の施設または改築ということになるが、道路構造令の適用される範囲は、一路線全体ではなく、当該区間単位であることは言うまでもない。さらに、道路の一定区間についてバイパスを建設する場合には、バイパスは当該区間の一部を構成するものであるが、道路構造令は当該区間全体には適用されず、バイパス部分にのみ適用されることとなる。

### 1-2-3 一般的技術的基準ということの意味

道路構造令は、道路の構造に関する一般的技術的基準である。一般的技術的基準とは、道路の通常の機能を確保し、通常の自然的・外部的条件に対応する技術的基準ということである。道路の構造は、路線の性格、区間の交通状況等により決定される道路の機能と、そのおかれている自然的・外部的条件により多種多様なものであるから、これらをすべて道路構造令で規定しようとするとは膨大なものとなり、技術の進歩や交通の状況の変化により時日を待たずに変更しなければならなくなる。また、あまり細部の専門技術的な内容のものは、このような政令の規定事項としてはそぐわないものもある。このような点を考慮して、道路構造令に定める技術基準は根幹的なもの、一般的なものを、行政上から規定の必要のないなどにとどめたものである。したがって特殊な車両の通行を目的とする道路のように一般的道路利用とは異なる機能を必要とするもの、超大規模橋梁や特に急峻な山岳部に建設される道路などのように通常の自然的・外部的条件とは異なる条件のもとにあるもので、構造基準のすべてをそのまま適用することができない場合には、その構造について個別に検討していく必要がある。

## ・ 道路法に基づく車両の制限とは

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。

・ この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

車両の諸元	一般的制限値(最高限度)
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
総重量	20.0トン
軸重	10.0トン
重さ	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
隣接軸重	
輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル

- 特殊車両通行許可制度

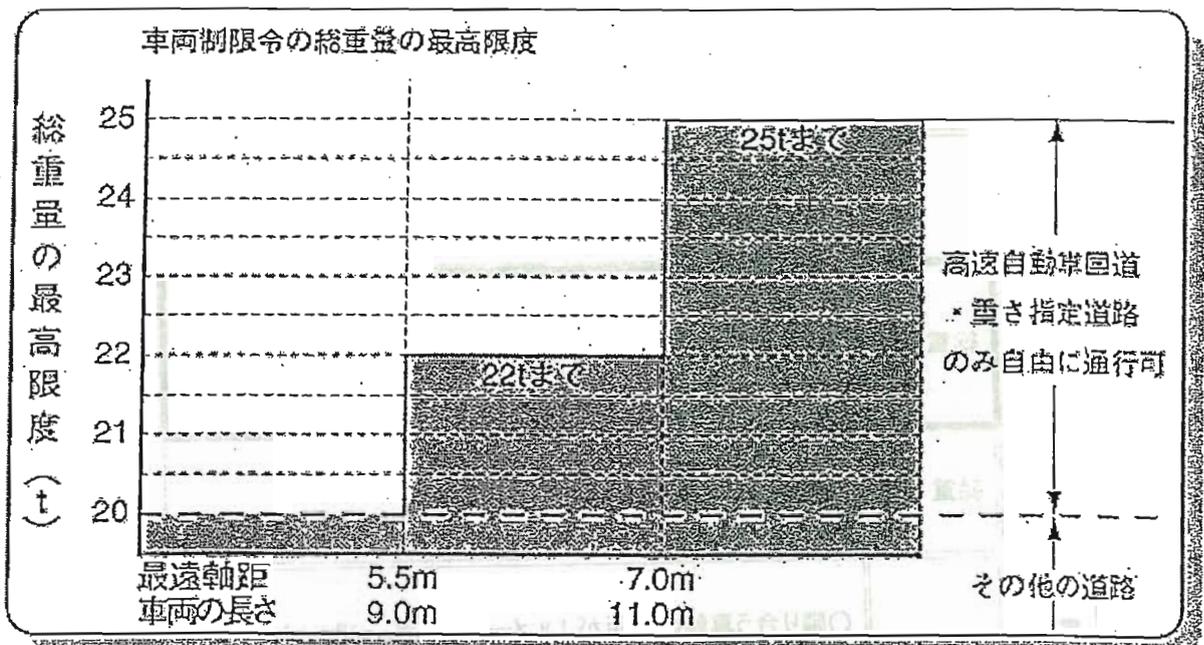
## 指定道路

重さ指定道路・高さ指定道路とは

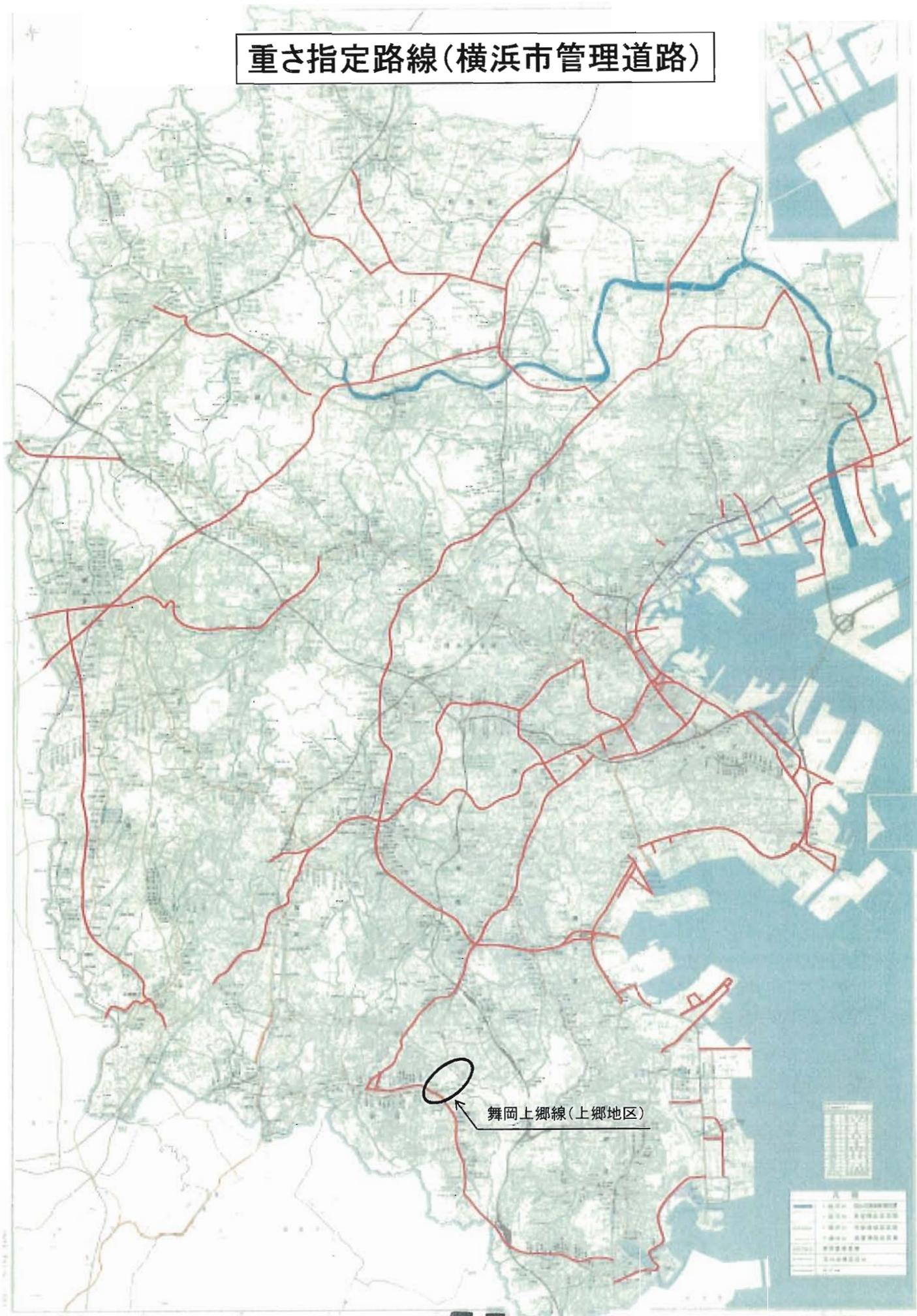
### 重さ指定道路

高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸重に応じて最大 25 トンとする道路のことです。

(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)



# 重さ指定路線(横浜市管理道路)



舞岡上郷線(上郷地区)

(備註) 市界線 (備註) 市界線

